

第1. 外部監査の概要

I 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 4 項並びに丸亀市包括外部監査条例(丸亀市条例第 19 号)第 2 条に基づく包括外部監査

II 選定した特定の事件(テーマ)及び監査対象年度

1. 選定した特定の事件

財政的援助団体等の出納その他の事務の執行について

- ①財団法人ミモカ美術振興財団
- ②財団法人丸亀市福祉事業団
- ③財団法人丸亀市体育協会
- ④丸亀市土地開発公社
- ⑤有限会社丸亀市水道サービス協会
- ⑥社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会
- ⑦社団法人丸亀市シルバー人材センター
- ⑧丸亀市交通対策協議会

2. 監査対象年度

原則として平成 15 年度(必要に応じて、過年度分も対象とした)

III 特定の事件(テーマ)を選定した理由

丸亀市はこれまで、好調な競艇事業収入にも支えられ、県下第二の都市として躍進を遂げてきた。しかしながらここ数年、競艇事業収入は急激に減少しており、他の地方自治体の多くがそうであるように、丸亀市の財政状況も厳しい状況となり、市政運営にはより一層の効率性や有効性が求められている。このことは丸亀市の部課だけではなく、財政的援助団体等についても同様である。丸亀市は外郭団体等に出資や貸付金、委託費、補助金、助成金等の財政的援助等を行っているが、これら財政的援助団体等の運営・管理が規則に則り経済的・効率的に行われているか、団体の活動に有効性はあるか、丸亀市の財政的援助に合理性はあるか、については納税者である市民にとって重大な関心事であると考え、監査の対象とした。

IV 外部監査の方法

1. 監査の要点

- (1) 財政的援助団体等の財務事務が法令等に基づき適法に執行されているか。
- (2) 丸亀市から団体への委託に係る業務は経済的・効率的に行われているか。
- (3) 丸亀市から団体への補助金・支援費・助成金は有効性の観点から問題はないか。
- (4) 丸亀市から団体への貸付金は適切に使用されているか。
- (5) 丸亀市から団体への出資に係る事務の執行は経済的・効率的に行われているか。

2. 監査手続

- (1) 事前に団体の過去5年間の事業報告書を入手し、分析・検討した。
- (2) 監査対象団体に往査して、関係者への質問、関係書類・関係帳簿の閲覧、関係帳簿及び証拠書類との照合並びに現場確認その他必要と認めた手続きを実施した。

V 外部監査の実施期間

平成 16 年 6 月 7 日から平成 16 年 12 月 20 日

VI 外部監査人及び補助者

外部監査人 公認会計士 大西俊哉

補 助 者 公認会計士 岩村浩二

補 助 者 公認会計士 林 聖三

VII 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2. 監査の対象とした団体の概要

I 団体の全体概要

1. 団体と丸亀市の関係

(単位:千円)

名称	基本金	市の出資	設立年月	丸亀市の所管課
ミモカ美術振興財団	30,000	100%	H5.3	教育委員会美術館
福祉事業団	3,000	100%	S51.3	総務部財務課
体育協会	20,000	100%	S61.4	教育委員会スポーツ課
土地開発公社	5,000	100%	S48.3	総務部財務課
水道サービス協会	4,000	99%	H1.8	水道部経営課
社会福祉協議会	122,336	0%	S35.1	健康福祉部福祉課
シルバー人材センター	-	-	S56.10	健康福祉部長寿課
交通対策協議会	-	-	S35.1	生活環境部生活環境課

名称	市から派遣	市と兼務	市のOB	摘要
ミモカ美術振興財団	-	(無給) 2人	-	事務局長、事務局次長
福祉事業団	1人	-	-	常務理事兼事務局長
体育協会	1人	-	-	事務局長
土地開発公社	-	(無給) 5人	-	職員
水道サービス協会	-	(無給) 5人	-	取締役
社会福祉協議会	-	-	2人	常務理事兼事務局長、 嘱託職員
シルバー人材センター	1人	-	1人	常務理事兼事務局長、 職員
交通対策協議会	-	(無給) 2人	-	事務局長、事務局次長

(注)市から派遣、市のOBともに給与は各団体から支給されている。

2. 団体の役員状況

(平成16年7月末時点)

名称	代表者	専務理事	常務理事	その他理事	監事	評議員
ミモカ美術振興財団	理事長 片山圭之	-	1	8	(1) 2	13
福祉事業団	理事長 新井哲二	-	1	11	(1) 2	-
体育協会	会長 片山圭之	-	-	11	(1) 2	37
土地開発公社	理事長 長原孝弘	1	-	10	(1) 2	-
水道サービス協会	代表取締役 村井進一	-	-	4	- -	-
社会福祉協議会	会長 新井哲二	-	1	15	(1) 2	40
シルバー人材センター	理事長 長原孝弘	-	1	17	- 2	-
交通対策協議会	会長 新井哲二	-	-	若干名	(1) 2	-

監事の(1)は丸亀市収入役であり、6団体の監事を兼務している。

3. 団体の財務概況

(単位:千円)

名称	平成16年3月末残高				平成15年度収支			
	資産	負債	正味財産	剰余金	収入	支出	当期収支差額	次期繰越収支差額
ミモカ美術振興財団	240,784	-	240,784	210,784	233,644	230,647	2,969	53,829
福祉事業団	127,595	113,495	14,099	11,099	368,761	368,761	-	-
体育協会	34,659	14,403	20,256	256	123,259	123,254	5	237
土地開発公社	4,477,373	3,675,871	801,502	796,502	32	89	△ 56	-
水道サービス協会	5,933	1,410	4,523	523	17,540	17,502	37	523
社会福祉協議会	597,479	106,703	490,775	368,440	444,187	440,068	4,118	50,603
シルバー人材センター	65,007	34,508	30,499	30,499	423,082	419,244	3,837	27,515
交通対策協議会	1,427	-	1,427	1,427	13,500	12,814	686	1,427

財団法人ミモカ美術振興財団、社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会及び社団法人丸亀市シルバー人材センター以外の5団体は、当期収支差額及び次期繰越収支差額が概ねゼロである。これは市の予算範囲内でしか業務を行っておらず、自主事業・自主財源がないことを意味する。財団法人ミモカ美術振興財団と社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会は収益事業と自主事業を行っており、自主財源を有している。社団法人丸亀市シルバー人材センターも自主事業を行っているが、次期繰越収支差額は運転資金相当額にも満たない程度の金額である。

4. 団体の行う業務による分類

事業実施型		施設管理型	
自主事業	市の委託事業	市の委託事業	自主事業
	ミモカ美術振興財団		
	福祉事業団		
	体育協会		
	土地開発公社		
		水道サービス協会	
	社会福祉協議会		
	シルバー人材センター		
	交通対策協議会		

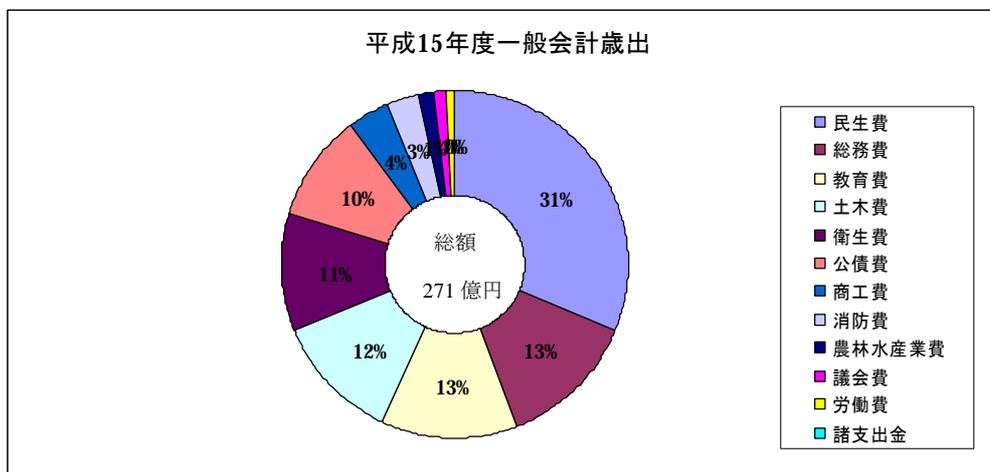
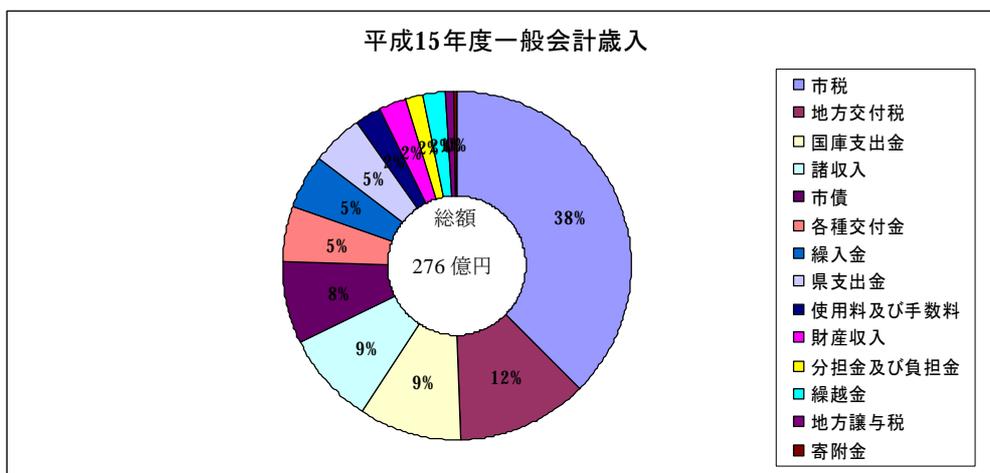
財団法人丸亀市福祉事業団、財団法人丸亀市体育協会、有限会社丸亀市水道サービス協会、社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会が市との業務委託契約に基づき、市の所有する施設の管理業務を行っている。

II 団体に対する丸亀市の財政的援助等の状況

丸亀市の平成15年度一般会計歳入歳出決算状況は以下のとおり。

一般会計歳入	(単位:千円)
市税	10,391,713
地方交付税	3,353,315
国庫支出金	2,610,836
諸収入	2,366,473
市債	2,137,800
各種交付金	1,445,481
繰入金	1,375,000
県支出金	1,314,359
使用料及び手数料	672,558
財産収入	663,422
分担金及び負担金	527,441
繰越金	492,318
地方譲与税	273,927
寄附金	43,694
合計	27,668,337

一般会計歳出	(単位:千円)
民生費	8,421,392
総務費	3,540,527
教育費	3,521,134
土木費	3,249,081
衛生費	2,941,126
公債費	2,700,784
商工費	1,033,901
消防費	823,311
農林水産業費	365,813
議会費	328,890
労働費	210,609
諸支出金	8,254
合計	27,144,822



平成 15 年度における団体に対する丸亀市の財政的援助等の金額

(単位:千円)

名称	委託料	財政的援助の額				合計
		補助金	支援費	助成金	貸付金 支出	
ミモカ美術振興財団	108,695	61,000	-	-	-	169,695
福祉事業団	129,870	192,957	10,650	-	-	333,576
体育協会	110,120	-	-	5,730	-	115,850
土地開発公社	-	-	-	-	939,667	939,667
水道サービス協会	17,540	-	-	-	-	17,540
社会福祉協議会	48,893	64,370	-	-	-	113,263
シルバー人材センター	102,254	25,749	-	-	-	128,003
交通対策協議会	-	13,500	-	-	-	13,500
合計	791,999	357,675	10,650	5,730	939,667	2,105,721

平成 15 年度における団体の収入のうち、財政的援助等の金額が占める割合

(単位:千円)

名称	団体の収入	財政的援助等の額	割合
ミモカ美術振興財団	233,644	169,695	73%
福祉事業団	368,761	333,576	90%
体育協会	123,259	115,850	94%
土地開発公社	939,667	939,667	100%
水道サービス協会	17,540	17,540	100%
社会福祉協議会	444,187	113,263	25%
シルバー人材センター	423,082	128,003	30%
交通対策協議会	13,500	13,500	100%
合計	2,563,640	2,105,721	82%

(注) 土地開発公社の収入は資本的収入(長期借入金)を記載している。

第3. 財団法人ミモカ美術振興財団の監査の結果及び意見

I 団体の概要

1. 団体の沿革

財団法人ミモカ美術振興財団(以下、ミモカという)は、猪熊弦一郎画伯の画業を顕彰する事業を行い、あわせて現代美術を中心に美術に関する知識と教養の向上を図るための諸事業を多面かつ積極的に展開し、もって周辺地域住民の美術文化の振興発展に寄与することを目的として平成5年に設立された。寄附行為に定められたミモカの事業は以下のとおり。

- ┆ 猪熊画伯の画業を顕彰する事業
- ┆ 展覧会の開催
- ┆ 美術に関する催物
- ┆ 美術に関する普及事業
- ┆ 丸亀市猪熊弦一郎現代美術館の事業の受託
- ┆ その他目的を達成するために必要な事業

2. 事業の状況

ミモカは、自主事業と丸亀市から委託を受けた受託事業を行っている。平成15年度の自主事業及び受託事業の主な実績は以下のとおり。

自主事業

- (1) 展覧会事業として『ヴォルフガング・ライブ展』、『草間彌生展 Labyrinth－迷宮の彼方に』、『イン／プリントーブリティッシュ・アートの新たなヴィジョン』、『生誕100周年記念 猪熊弦一郎回顧展』、『国立美術館巡回展 受容と発展:花ひらく近代洋画』及び『マリーナ・アブラモヴィッチーThe Starー』を開催した。
- (2) 教育普及事業として、子供のワークショップ、オープンスタジオ『美術館であそぼう』、ギャラリートーク、上映会及び現代芸術入門講座を開催した。
- (3) 催物として、講演会、コンサートなどを開催した。
- (4) 関係他団体と共催で、コンサート、講演会、造形展などを開催した。
- (5) 収益事業として、ミュージアムショップ(売店)の運営を行い特別展のカタログ、絵ハガキ、ポスターのほか装身具などを販売するとともに、カフェレストミモカ(喫茶)の運営を行った。
- (6) 広報活動として、展覧会のポスター、チラシ等を作成し、公共施設やJR各駅等に配布、掲示をするとともに、「広報まるがめ」の活用やマスコミなどに各種の情報を提供し、美術館及び各事業の周知に努めた。

受託事業

- (1) 猪熊画伯からの寄贈作品等の整理、保管の業務を行った。

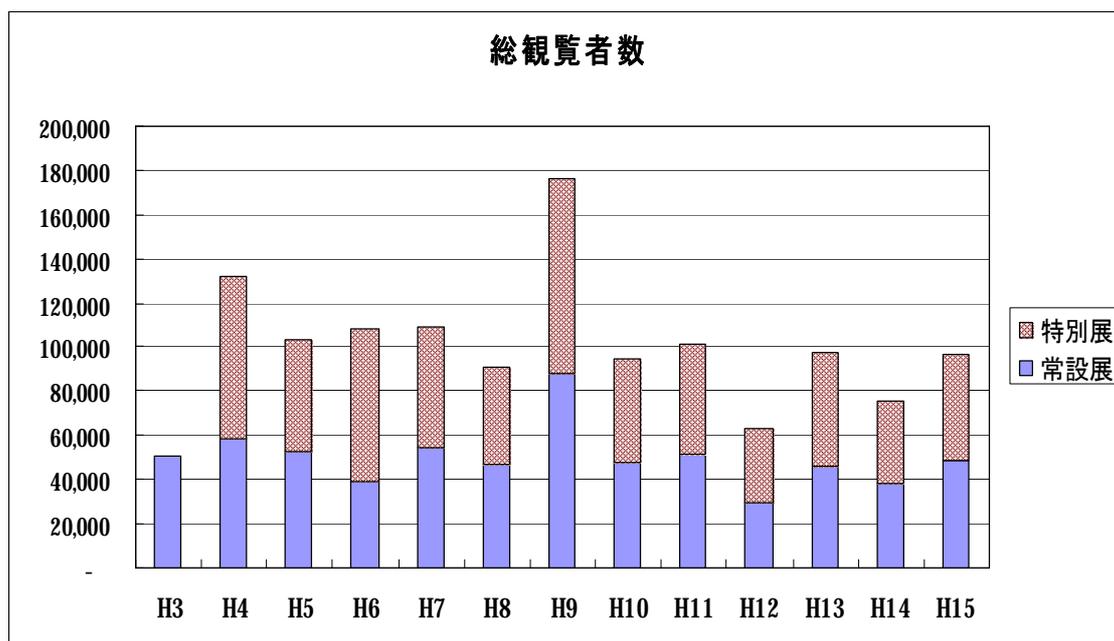
- (2) 常設展示を年間通して開催した。
- (3) 美術情報の提供事業として、美術図書室に約 3 千点の美術図書、雑誌、ビデオテープなどを備え閲覧に供した。
- (4) ホームページによる美術館案内、展覧会等紹介で、数多くの利用者を得、各事業の広報活動の一端を担った。
- (5) 学芸員資格取得のための大学生を受け入れ、美術館実習を実施した。

このうち、展覧会事業の 5 年間の実績は以下のとおり。

		H11 年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度
自主事業	特別展					
	展覧会件数	4	4	6	6	6
	観覧者合計	39,691	18,687	45,595	32,348	48,023
	1 日平均観覧者	190	114	144	129	148
受託事業	常設展					
	開催日数	324	330	330	322	332
	観覧者合計	51,487	29,492	45,954	38,238	48,814
	企画展					
	展覧会件数	2	3	1	1	0
	観覧者合計	10,613	15,061	6,238	5,129	0
	1 日平均観覧者	102	87	122	78	0

市の委託事業である企画展が減少し、自主事業の特別展が増加している傾向が見られる。

開館以来の観覧者の推移は以下のとおり。



3. 過去5年間の収支の状況

(単位:千円)

収支計算書(一般会計)	H12/3	H13/3	H14/3	H15/3	H16/3
(基本財産運用収入)	75	59	30	12	9
(事業収入)	26,335	15,167	22,207	17,804	21,199
(市委託料収入)	90,495	99,390	103,425	101,601	108,695
(市補助金収入)	76,210	72,473	65,000	61,000	61,000
(雑収入)	2,079	1,605	5,520	5,450	1,487
(特別会計繰入金)	5,000	5,000	1,000	2,000	3,000
当期収入 合計(A)	200,196	193,696	197,183	187,868	195,391
前期繰越収支差額(B)	12,372	17,284	21,992	27,246	31,248
収入 合計	212,568	210,981	219,176	215,114	226,639
(自主事業費)	85,192	81,975	81,934	75,801	68,907
賃金	0	0	0	0	0
その他	85,192	81,975	81,934	75,801	68,907
(受託事業費)	90,495	99,390	103,425	101,601	108,695
賃金	61,981	65,929	69,011	69,800	74,795
福利厚生費	9,976	10,568	11,027	10,880	11,286
その他	18,537	22,892	23,386	20,920	22,613
(管理費)	7,595	7,622	6,569	6,463	6,695
報酬	5,820	5,767	4,507	4,515	4,537
その他	1,775	1,855	2,062	1,948	2,157
(基金積立金)	12,000	0	0	0	15,000
当期支出 合計(C)	195,283	188,988	191,930	183,866	199,298
当期収支差額(A)-(C)=(D)	4,912	4,707	5,253	4,001	△3,906
次期繰越収支差額(B)+(D)	17,284	21,992	27,246	31,248	27,341

(単位:千円)

収支計算書(特別会計)	H12/3	H13/3	H14/3	H15/3	H16/3
(収益事業収入)	37,035	38,425	42,191	28,445	38,251
(雑収入)	14	31	6	0	0
当期収益 合計(A)	37,049	38,456	42,197	28,445	38,252
前期繰越収支差額(B)	14,255	23,701	16,995	18,671	19,611
収入 合計	51,304	62,157	59,193	47,117	57,863
(収益事業費)	22,603	25,162	32,521	20,506	22,376
賃金	2,263	2,728	2,963	3,536	3,732
その他	20,339	22,433	29,558	16,969	18,643
(一般会計繰出金)	5,000	5,000	1,000	2,000	3,000
(予備費)	0	0	0	0	0
(基金積立金)	0	15,000	7,000	5,000	6,000
当期支出 合計(C)	27,603	45,162	40,521	27,506	31,376
当期収支差額(A)-(C)=(D)	9,446	△6,705	1,675	939	6,876
次期繰越収支差額(B)+(D)	23,701	16,995	18,671	19,611	26,487

II 監査の結果

1. 一般会計の観覧料収入

観覧料は、常設展と企画展に区分され、当日分の合計金額が日計表において集計されている。常設展観覧料は、丸亀市の収入であり、ミモカはその徴収事務を受託しているため受入れた観覧料を定期的に丸亀市へ収納しているが、観覧料の出納に関しては会計処理が行われていない。また、企画展観覧料は、当財団の自主事業に係る収入であるため日々会計処理が行われているが、会計帳簿には銀行へ預け入れた日付を取引日として計上している。そのため、平成 15 年度決算において、常設展観覧料については事業年度末の直前数日間分 26,320 円が丸亀市の指定する銀行へ納付未了の状態、また、企画展観覧料は当事業年度に計上すべき 3 月 31 日の収入 35,960 円が、いずれも手許現金として存在するにもかかわらず、会計帳簿への記帳は行われていない。

事業年度末において、銀行に預け入れる前の手許現金は「現金」として、企画展観覧料は「展示事業収入」として、常設展観覧料は「預り金」として会計処理を行う必要がある。

2. 特別会計収益事業売上

売店売上、喫茶売上ともに、売上金を銀行口座に預け入れた日に売上を計上している。銀行口座預け入れは翌日に行っているため、3 月 31 日の売上は翌年度の売上に計上されている。平成 15 年 3 月 31 日売上高 51,104 円、平成 16 年 3 月 31 日売上高 110,597 円、差額 59,493 円が平成 15 年度の売上計上不足となる。

クレジットカードによる売上と、受託販売については、売上金の銀行口座とは別口座を設け、1 年間プールし、年度末に一括して売上金銀行口座に振替入金した時点で売上を計上している。年度中は、受託会計収支一覧表を作成し管理しているが、帳簿記帳は行われず、簿外となっている。売上管理の方法としては問題があり、少なくとも月次ベースで売上計上し、売掛金の入金管理も行う必要がある。クレジットカードによる売上については、3 月中旬以降の売上が翌年度に売上計上されていることになる。

収益事業は法人税課税の対象となるため、収益・費用計上の期ずれによる課税上の弊害がないよう注意する必要がある。

3. 特別会計収益事業の受託販売

受託販売として処理されている 26 件の取引のうち、委託先と委託販売に係る覚書を交わしているのは 1 件だけであり、その他は契約書等を作成しておらず、口頭での依頼・受託となっている。契約書等のない 25 件のうち 16 件は、受託販売ではなく、買いきりの仕入れであると判断される。いずれも仕入れた商品すべてを売り切っているため、結果として問題はないが、仕入れの場合は売れ残った時のリスクはミモカが負担することになるため、受託販売なのか、仕入れなのかの違いは明確に認識し、覚書等を作成しておく必要がある。

4. 特別会計収益事業の図録(カタログ)の会計処理

展覧会の開催に伴い、売店で図録を販売しているが、図録の購入費用は一般会計にて支出されているため、販売した図録の原価相当額を一般会計から収益事業特別会計に付け替えている。しかし、付け替えされている金額が、売上数量に原価単価をかけた実際原価となっていない。実際原価 2,960 千円に対し、付け替え額は 1,294 千円となっている。付け替え額は出版費の予算残高を見ながら決めているようであるが、実際原価とすべきである。

Ⅲ 意見

1. 自主事業と受託事業

丸亀市猪熊弦一郎現代美術館は丸亀市の所有であり、維持管理も丸亀市が行っている。丸亀市美術館条例には、以下の規定がある。

第1条 市民が美術に関して教養を深め、文化的で情緒に富んだ憩いの場として活用することにより、市民文化の振興発展に寄与する目的で美術館を設置する。

第3条 前条に定める美術館(以下「美術館」という。)は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 美術作品その他美術に関する資料(以下「美術館」という。)の収集、展示及び保管に関すること。
- (2) 美術に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 美術に関する展覧会、講演会及び講習会等の開催に関すること。
- (4) 美術情報の提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、美術館の目的を達成するために必要な事業

第9条 教育委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、美術館の運営及び管理を公共的団体に委託することができる。

さらに、丸亀市美術館条例施行規則には、以下の規定がある。

第3条 美術館の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 施設の維持管理に関すること。
- (2) 美術作品等の収集、展示及び保管に関すること。
- (3) 展覧会等の企画及び実施に関すること。
- (4) 美術に関する専門的な調査及び研究に関すること。
- (5) 美術に関する教育及び普及に関すること。
- (6) 美術作品等の目録、図録、研究報告書等の刊行に関すること。
- (7) 美術に関する講演会、講習会等の企画及び実施に関すること。
- (8) 美術作品等の閲覧及び貸出しに関すること。
- (9) 美術情報の提供に関すること。
- (10) その他美術館の運営に関すること。

第12条 条例第9条の規定に基づき、美術館の運営について、これを財団法人ミモカ美術振興財団に委託する。

2 前項の規定による委託に関する条件その他必要な事項は、教育委員会が別に定める。

これらの規程と、前記のミモカの事業目的を見比べると、ミモカの事業目的のうち、猪熊弦一郎画伯の画業を顕彰する事業、展覧会の開催、美術に関する催物、美術に関する普及事業は丸亀市美術館が行う事業と同じである。丸亀市が行うべきこれらの事業をミモカに委託した場合、市はミモカに委託料を支払い、ミモカは委託料収入と受託事業費を計上し、受託事業を実施する。しかし、その委託業務は美術館運営委託契約書の第1条に「・・・美術館の運営並びに観覧料等の徴収事務・・・」と記載されているだけで、美術館の運営業務については具体的な業務内容の規定がない。このため、事業の状況に記載のとおり、展覧会については自主事業と受託事業の両方で事業が行われている。つまり、丸亀市美術館がその目的のため必要と認め開催することとした展覧会をミモカが実施した場合は受託事業となり、それ以外の、ミモカが独自で開催する展覧会は自主事業となる、ということであるが、ミモカが独自で開催する展覧会もその目的から判断すると、丸亀市美術館が開催すべき展覧会であると思われる。従って、展覧会事業についてはすべて、市の委託事業と考えられる。同様に、ミモカの自主事業のうち、収益事業以外は丸亀市の委託事業と考えられる。

現状、受託事業は市委託料収入で賄われ、実費精算となっているため余剰は生じないが、自主事業は事業収入、市補助金収入及び特別会計からの繰入金収入で賄われており、ミモカに対する市補助金は実費精算しないこととされているため、余剰が生じている。ミモカの一般会計収支計算書から受託事業と特別会計繰入金及び基金積立金を除外し、自主事業にかかる収支のみを抽出した収支計算は以下のとおりとなる。

(単位:千円)

収支計算書(一般会計)	H12/3	H13/3	H14/3	H15/3	H16/3
(基本財産運用収入)	75	59	30	12	9
(事業収入)	26,335	15,167	22,207	17,804	21,199
(市補助金収入)	76,210	72,473	65,000	61,000	61,000
(雑収入)	2,079	1,605	5,520	5,450	1,487
当期収入 合計(A)	104,700	89,305	92,757	84,266	83,695
前期繰越収支差額(B)	12,372	24,284	23,991	28,245	30,247
収入 合計	117,072	113,589	116,748	112,511	113,942
(自主事業費)	85,192	81,975	81,934	75,801	68,907
(管理費)	7,595	7,622	6,569	6,463	6,695
当期支出 合計(C)	92,787	89,597	88,504	82,265	75,602
当期収支差額(A)-(C)=(D)	11,912	△292	4,253	2,001	8,093
次期繰越収支差額(B)+(D)	24,284	23,992	28,244	30,246	38,340

(注)平成11年度の前期繰越収支差額については区分不可能であるため、一般会計の前期繰越収支差額をそのまま計上している。

丸亀市美術館が行うべき事業との関係を踏まえ、ミモカの自主事業の位置付けを明確にし、ひいてはミモカの美術振興財団としての位置付けも明確にする必要があると思われる。丸亀市が行うべき事業の代行ではなく、自ら美術振興のため有意義であるとする事業を自主的に行うためには自主財源を確保する必要がある。そのためには、現状のように観覧料等収入で不足する部分を丸亀市が丸抱えするのではなく、昨今の社会情勢を考慮するとその実現は容易ではないが、丸亀市以外のスポンサーを確保する等の方策が必要であると思われる。

2. 行政コスト計算書

美術館の行政コスト計算書を試算すると、以下のようになる。

(単位:千円)

		H13 年度	H14 年度	H15 年度
人件費	団体	84,546	88,731	92,971
人件費	市	10,241	19,769	19,124
委託費	団体	16,007	19,385	9,989
施設費	市	84,078	83,468	86,744
減価償却費	—	86,521	86,521	86,521
その他	団体	127,558	99,143	121,406
①施設管理費合計		408,951	397,017	416,755
観覧料等収入	市	4,495	3,696	4,705
観覧料等収入	団体	22,207	17,804	21,199
その他収入	団体	5,520	5,450	1,487
収益事業収入	団体	42,191	28,445	38,252
②収入合計		74,413	55,395	65,643
③ 一般財源等負担額(①-②)		334,538	341,622	351,112
利用者数(有料+無料)		97,787 人	75,715 人	96,837 人
受益者負担割合(②/①)		18%	14%	16%
一般財源等負担割合(③/①)		82%	86%	84%
市民一人当たりの一般財源等負担額		4,160 円	4,223 円	4,331 円
利用者一人当たりの一般財源等負担額		3,421 円	4,512 円	3,626 円
観覧料等収入 100 円当たりの施設管理費		1,532 円	1,847 円	1,609 円
施設管理費に占める人件費割合		21%	22%	22%

(注)美術館施設は丸亀市の所有であるが、市は減価償却制度を採用していないため、取得価額を基に減価償却費相当額を試算した。

日本経済新聞の「何でもランキング、お薦めの快適な美術館」で、「丸亀市猪熊弦一郎現代美術館は、珍しい駅前の美術館だ。3 階まで吹き抜けの広々した空間は開放感を生む。自然

光がうまく生かされ、のびのびと鑑賞できる。」と全国第 2 位の評価を受けている。利用者からのメールによる評価も良好である。しかし、試算では受益者負担割合は十数パーセントに過ぎない。美術館建設当時は丸亀市の財政には余裕があったが、いまや丸亀市の財政状況は一変し、非常に厳しい状況にある。このような状況において、美術館の運営に対する市民の理解を得るために、丸亀市美術館とミモカは一体となって、適切な情報開示のための仕組みを構築する必要があると思われる。

3. 猪熊弦一郎美術振興基金

猪熊弦一郎美術振興基金は平成 16 年 3 月末残高が 1 億円となっているが、過去 5 年間の積み立て状況は以下のとおり。(単位:百万円)

	H11 年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度
一般会計での積立額	12	0	0	0	15
特別会計での積立額	0	15	7	5	6
基金残高	52	67	74	79	100

平成 16 年 7 月 28 日開催のミモカの臨時理事会において、猪熊弦一郎美術振興基金設置規程の改定が承認され、設置目的及び基金の額として以下の規定がある。(抜粋)

第 1 条 故猪熊弦一郎画伯(以下「故猪熊画伯」という。)の意思に基づき、子どもの感性を高め、想像力を醸成する事業の推進に資するため、故猪熊画伯からの寄附金を基として、猪熊弦一郎美術振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

第 2 条 基金の額は、故猪熊画伯からの寄付金を含め、1 億円とする。

2 前項に規定するもののほか、次の収入があったときは、収入支出予算に計上して基金に積み立てることができる。

- (1)財団法人ミモカ美術振興財団が作製する故猪熊画伯の著作権を使用した商品の売上金の 5 パーセント
- (2)著作権使用料
- (3)前条の目的に沿う寄附金その他の収入

3 前項の規定により積み立てが行われたときは、基金の額は積立額に相当する額が増加するものとする。

改定後の規定では、基金は取り崩すことなく、運用収益を設置目的たる事業の経費に充てることとしているが、近時の金利水準では 1 億円を定期預金にしても年数万円の利息しか期待できない。金利が上昇して相当額の運用益が発生するようになるまでは、設置目的となる事業を実施する計画はないとのことであり、相当期間、1 億円が活用されない状況となる。「故猪熊弦一郎画伯の意思に基づき、子どもの感性を高め、想像力を醸成する事業」を実施する意義があると判断するのであれば、基金を設定するより基金に積み立てている余剰をその事業実施に支出することが有効であると思われる。

4. 丸亀市からの補助金

平成 15 年度の丸亀市からの補助金収入(展覧会開催等補助金)は 61,000 千円であるが、この補助金については、以下の問題があると思われる。

①補助金申請に当たって、「平成 15 年度事業計画・収支予算」が添付されているが、一般会計の前年度繰越金も補助金交付金額の決定要因とみられるものの、予算書上の前年度繰越金の金額と実際の前年度繰越金の金額には大きい差がある。

(平成 15 年度 予算:7,000 千円 決算:31,248 千円)

②平成 15 年度の事業計画・収支予算において、1 自主事業 2) 教育普及事業(5)モニュメントの制作設置(画伯の彫刻を香川県福祉保健センター前に制作)が計画されていたが、平成 16 年 2 月に今治造船株式会社より丸亀市が寄贈を受けたため、予算 7,000 千円(前年度繰越金を充当する予定であった)が不要となり自主事業費が予算未達の状態となっている。

ミモカの事業計画に基づいて補助金が決定するのであれば、上記の寄付による事業費不要額が発生した場合、補助金の返還とならないのか。

③事業収入のうちの「展示事業収入」については、予算と決算において毎年以下の差異が存在するが、補助金は予算を基礎に交付されたままである。

	予算額	決算額	予算－決算
平成13年度	20,076 千円	21,252 千円	△ 1,176 千円
平成14年度	11,080 千円	16,527 千円	△ 5,447 千円
平成15年度	13,710 千円	20,899 千円	△ 7,189 千円

5. 展覧会チケットの現物管理

常設展・企画展を問わず、展覧会のチケットは通常の購入手続を経て印刷物としてミモカに搬入される。チケットの前売り・当日売りのため、チケット販売委託先や会場受付に配布されると、その管理のため「チケット配布表」に一般・大学生区分で払出記録が行われている。

国立美術館巡回展『受容と発展：花ひらく近代洋画展』のチケットの現物管理状況を確認したところ、販売委託先への受払状況は一覧集計されているが、館内での払出については日々の持出枚数(概ね 100 枚単位)とナンバーが記録されているだけで、日々の販売枚数及び展覧会終了時の未利用枚数の記録が見当たらない。

展覧会の期間が終了した時点で、使用されなかったチケットは倉庫に保管のものと館内持出の回収分を合わせて事務担当者が確認のうえ廃棄手続を行うが、そのチェック結果が妥当であったかどうかを判断できる書類は残されていない。

チケット現物管理を適切に行うためチケット受払簿を改善するとともに、使用されなかったチケットの廃棄手続を制度化し、チェックが行われていることを第三者が確かめられるようにしておく必要がある。

6. 収益事業の在庫管理

猪熊弦一郎画伯の作品をベースにした商品を外注製作し、売店にて販売している。自己企画商品であり、初回製作ロットの数量がある程度のボリュームにならざるを得ないという側面があることは理解できるが、回転期間が数十年に及ぶ(現状の売上のペースでは、売り切るまでに数十年かかる)ものがある。また、最終の仕入れ時期が平成 10 年以前のものもある。なかには、テレホンカード 3,016 枚、1,998 千円のように、販売困難と思われる在庫や、2002 年用卓上カレンダー 121 個、43 千円、2003 年用卓上カレンダー 213 個、77 千円のように、明らかに販売不能の在庫もある。商品の在庫金額はここ 5 年間、38 百万円、42 百万円、46 百万円、50 百万円、56 百万円と増加しているが、その資産価値(販売可能額)には疑義がある。陶額のように美術品的要素が強いものは陳腐化の虞は少ないと思われるが、ポストカードや T シャツのように品質劣化や陳腐化の虞が多いものがあり、仕入れ時点からの経過年数により評価減する等、商品の評価に関する規程を制定することが望まれる。

また、年度末には実地棚卸しを行っているが、帳簿数量と棚卸数量に相当の差異が生じているものがある。しかし、一覧すると、プラス差異とマイナス差異がほぼ対応しているものもあり、これらは実地棚卸時の商品名の読み間違いであると想定される。このようなケースでは、在庫一覧表を作成後に、再度、対象商品の数量を確認する作業を行う必要がある。

7. 一般会計と特別会計の賃金振替の要否について

事業報告・収支決算上では、特別会計に計上されている管理費・賃金は臨時職員中、時間給での支払者及び管理者 1 名分である。それ以外の主査、事務員、学芸員、嘱託員、日給払いの臨時職員に対する給与は、一般会計の受託事業費・賃金に計上されている。

もともと、実際には受託事業費に計上されているものの中にも、事務員、嘱託員、日給払いの臨時職員については、ローテーションベースでショップ、喫茶部門にも従事しているため、税務申告時において、一般会計から特別会計に振り替えている。

ただし、各人毎の従事割合は把握してないため、人単位で振替している。また、従前は事務員(主査含む)2 名については振替対象としていなかったが、当期より 2 名分の全額を振替対象としたため、振替金額が 24,893 千円と以前の金額と比較して大きくなっている。

各人ごとに実際の従事割合に応じて按分する客観的な基準が存しないと、配布が恣意的になり、特別会計上での正確な収支が把握できなくなり、税務申告との関連においても問題点を指摘される虞がある。正確な按分は不可能であるが、少なくとも恣意的に行っていないという根拠付けは必要である。

8. 一般会計内での賃金振替の要否について

支払賃金については、全額を受託事業費の賃金として計上しているため受託事業費中の賃金には、本来自主事業費及び管理費に計上すべき賃金も含まれている。受託事業費については、同額を市からの委託料収入として受け入れており、消費税の課税対象としている。こ

のため賃金を自主事業費等に按分することによって、委託料収入が同額減少し、結果的に消費税課税対象額が少なくなると考えられること(委託料収入が減少する分を補填するには、補助金収入を増加することになるが、補助金収入は不課税であるため)及びより正確な事業部門別収支管理の実行という観点から、賃金の受託事業費部門から自主事業費部門への振替について検討すべきである。

9. 給料期末未払額の計上

臨時職員に対する給与は当月分を翌月 7 日に支給しているため、3 月分については 4 月 7 日に支給されるが、3 月末では未払計上されていない。月額合計約 160 万円。

また、事務員、学芸員及び嘱託員に対する給与は当月分を当月 20 日払いのため、期末で未払いは原則発生しないが、時間外手当などの変動項目については翌月支払いとなるため、その部分については、未払計上が必要となる。

10. 相談役に対する報酬支払いの定期的な検討について

現在、相談役 2 名に対して合計月額 36 万円の報酬を支払っているが、毎月継続的な支出であることから、金額等についての定期的な見直しは行っていない。また、相談役就任承諾書では、契約期限について明確になっていない。総枠としての予算承認は得ていることから問題となるものではないが、継続支出項目についても、定期的に内容、金額を見直すとともに、期間の定めのある契約書などを締結することが望ましい。

寄附行為 第 24 条第 2 項 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

第 4 項 顧問及び相談役には報酬を支給することができる。

(平成 5 年 4 月 1 日付け及び平成 14 年 9 月 28 日付けの相談役報酬の決定及び就任承諾書あり)

11. 一般会計の自主事業・受託事業の契約

企画展の仮設壁・ステージ等設営工事に関して、A 社との随意契約が締結されている。その理由として、「過去の展覧会において A 社が作成した仮設壁を再利用するものであり、現場の状況に精通している A 社と随意契約を行いたい。この為、比較見積りは徴しない。」としている。

また、動産の保険契約についても「・・・保険内容が特殊であるため、比較見積りは徴しない。」との理由で、B 社との随意契約が締結されている。

いずれの契約も金額的には随意契約が可能な範囲を超えているが、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号の規定を根拠に随意契約となっている。取引に特殊性がある場合においても、比較可能な見積りを取ることでその契約金額の経済性・適切性が裏付けられるのであり、上記の理由に比較見積りを徴しない合理性は乏しいとみられ、いずれも 2 以上の相見積りを徴すべきであったと思われる。

12. 特別会計収益事業の契約手続

30万円以上の委託契約10件すべてが1社随意契約となっている。1社随意契約の理由は以下のとおり。

- ①カタログ等の再版のため2件
- ②再製作のため3件
- ③市内ではアート印刷可能な唯一の業者2件
- ④過去実績があるため2件
- ⑤デザイナーと商品打合せを行った経緯があるため1件

①及び②については、競争に付する場合より有利な価格で契約することが出来ると認められる場合に該当し、1社随意契約が妥当であると思われる。③は市内の業者に限れば合理的理由があることになるが、その他の契約については市外の業者も多く、1社随意契約の理由として合理性がない。④は1社随意契約の理由にならない。⑤については、デザイナーを選定する際、商品の製作委託まで含めた契約として契約事務を行うべきである。

財団法人ミモカ美術振興財団会計規程第37条には、「売買、賃貸、請負その他の契約については、丸亀市契約規則を準用するものとする。」と規定されており、丸亀市契約規則第25条の規定に基づいて随意契約が出来る場合を除き、一定金額を超えるときは競争入札による契約を行い、一定金額以下のときは随意契約とするが、原則として2社以上から見積書を徴することとなっている。この規定によれば、③は2社以上から見積書を徴する随意契約、④及び⑤は競争入札によることが適切であったと思われる。

13. 職員の併任

ミモカの事務局長と事務局次長が丸亀市職員との併任となっているが、併任の辞令は発令されていない。事務局長の例では、平成16年4月1日付けで「美術館副館長を命ずる」辞令が丸亀市教育委員会から発令されており、同人に対し平成12年4月1日付で「事務局長を命ずる」辞令がミモカ理事長名で発令されている。

14. 消費税の処理

一般会計は自主事業と受託事業が区分され、特別会計は収益事業が経理されているが、消費税等の申告についてはそれらの事業を合わせて行うこととなっている。

平成15年度一般会計収支計算書において、消費税等は受託事業費の公課費に平成14年度確定税額1,463,600円と平成15年度中間税額1,403,700円が計上されている。前者は上記3事業すべてに係る消費税等であるがそれぞれの事業への配分は行われておらず、後者は中間申告税額の一部を収益事業に配分した残りの金額であり自主事業への配分は行われていない。また、平成15年度確定税額1,955,100円については、申告の行われた平成16年度の公課費として処理され、平成15年度に未払計上は行われていない。

消費税等は、当財団のすべての事業から発生する課税取引が申告対象となるが、税額は

それぞれの事業が行う課税取引に応じて負担すべきであるため、事業年度の合計税額は3つの事業費に正しく配分する必要がある。また、消費税の計算は、一事業年度に発生した課税取引を基礎に行われるため、期末の確定消費税等は当該事業年度の公課費として未払計上することが一般的に正しい処理とされている。今後、それらの処理については、予算段階からの改善が必要であると思われる。

第4. 財団法人丸亀市福祉事業団の監査の結果及び意見

I 団体の概要

1. 団体の沿革

財団法人丸亀市福祉事業団(以下、福祉事業団という)は、丸亀市から委託を受けて、社会福祉施設及び丸亀市生涯学習センター等の管理運営を行うことにより、広く市民の福祉の増進に寄与することを目的として昭和51年に設立された。寄付行為に定められた福祉事業団の事業は以下のとおり。

- ┆ 丸亀市生涯学習センターの管理及び運営の事業
- ┆ 児童デイサービス事業つばめ教室の経営の事業
- ┆ 丸亀市児童館の管理及び運営の事業
- ┆ 丸亀市民会館及び公営駐車場の管理及び運営の事業
- ┆ 前各号の事業を達成するために必要な事業

2. 事業の状況

平成15年度の主な事業内容及び5年間の実績は以下のとおり。

(1) 生涯学習センター

依然低迷する経済情勢とそれに伴う雇用不安等が市民生活にも大きく影響している中、市民一人一人がさまざまな生活課題に応じ必要な学習を行い、それぞれの個性・能力を伸ばし、生きがいのある充実した生活を享受できるよう生涯学習推進の中核的施設としての意義を十分認識し、センターの管理・運営に努めた。(単位:千円)

	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
利用人員	118,188	116,573	107,508	114,893	121,733
使用料	6,856	4,738	4,267	5,058	5,273
回転率	66%	62%	63%	63%	67%

(2) 児童館

児童に健全な遊びのできる場を与え、児童の健康の増進を図った。また、他の児童と楽しく交流することにより友情を深め、優しさや思いやりを身につけた心身ともに健全で情操豊かな児童の育成に努めた。

	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
利用人員	19,710	18,728	15,206	18,128	20,637
主要行事参加人員	1,123	1,027	1,159	1,634	1,513

(3) 市民会館

文化は人々の創造性を育み、社会や経済に活力を生み出す源泉であるとの認識のもと、人々が心の豊かさを実感できるよう、文化的な環境を確保し、心豊かで活力ある社会の実現に向けて一層の文化振興に努めた。文化の殿堂として、市民の芸術鑑賞の場とし

て、また、気軽に文化活動に参加できる公共施設としての環境整備に努めた。

(単位:千円)

	H11 年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度
利用人員	200,845	187,259	200,822	180,022	167,747
内、大ホール	97,840	92,430	98,760	77,350	70,292
使用料	26,529	26,588	28,719	27,113	26,471
内、大ホール	11,977	12,324	14,411	12,684	12,491
回転率	51%	45%	48%	47%	46%
内、大ホール	34%	33%	35%	33%	30%

(4) 駐車場

長引く景気低迷と郊外の大型店舗への消費者の流出の影響を受け、各市営駐車場の利用はここ数年減少傾向であるが、駅前駐車場においては前年度の 24 時間料金の導入や、出入り口の変更等の効果が始始め、2 年ぶりの増収となった。(単位:千円)

	H11 年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度
時間貸し利用台数	499,603	463,371	446,144	420,723	415,430
時間貸し使用料	213,235	196,515	187,361	173,085	173,817
月極利用区画	115	93	99	99	147
月極使用料	7,523	6,002	6,842	6,172	9,900
バス駐車場利用台数	67	13	17	18	23
バス駐車場使用料	115	44	45	53	66

(5) 産業振興センター

中高年齢労働者の雇用促進と福祉の向上を図るため、職業講習、職業相談、職業展示コーナーの充実等に努めたが、平成 15 年 9 月末をもって業務を終了した。

(6) 市民会館自主文化事業

市民が生涯を通じて文化芸術に接し、個性豊かな文化芸術活動を活発に行うことのできる環境を整え、市民のニーズに応じた多様な事業を実施し、文化芸術の推進に努めた。

	H11 年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度
公演回数	21	20	16	18	18
入場者数	17,234	16,235	14,803	15,978	16,221

(7) 児童デイサービス事業「つばめ教室」

障害のある児童に対して、日常生活に必要な幼児の基本的な生活習慣を身につけることができるように援助した。また、遊びを通して、周りの友達や大人に関心を持たせ、人と関わる力や言葉を育てるため、指導及び訓練に当たるとともに、各種行事を行った。

	H11 年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度
教室利用人員	1,532	1,379	1,600	2,146	2,052
機能回復訓練利用者	392	372	435	396	281

(8) 競艇売店事業(収益事業)

競艇場内売店において、レストラン・食堂・二階売店・喫茶ポートピア丸亀の 4 店舗により、

食事・飲物・タバコ等の販売を行い、競艇ファンへのサービスを行ってきた。

3. 過去5年間の収支の状況

(単位:千円)

損益計算書	H12/3	H13/3	H14/3	H15/3	H16/3
(市受託料)	320,979	317,966	298,631	125,648	129,870
生涯学習センター受託料	87,738	87,932	90,187	42,164	41,918
心身障害児通園事業受託料	23,285	22,497	17,652	1,534	0
児童館受託料	6,570	6,501	5,236	326	318
機能訓練事業受託料	3,283	3,295	0	0	0
市民会館受託料	98,597	98,434	95,460	44,347	42,455
駐車場受託料	101,503	99,306	90,094	37,275	38,863
産業振興センター受託料	0	0	0	0	6,313
(市補助金)	36,543	29,262	36,230	206,461	186,135
(繰入金)	0	16,542	0	0	0
(諸収入)	568	5,575	226	165	143
(寄付金)	0	0	200	0	0
収入 合計	358,090	369,347	335,288	332,276	316,149
事務局費	33,352	48,392	33,826	36,859	37,605
生涯学習センター費	87,738	87,932	90,187	86,522	82,419
心身障害児通園事業費	23,285	22,497	17,852	18,186	0
機能訓練事業費	3,283	3,295	0	0	0
児童館費	6,570	6,501	5,236	5,245	5,184
市民会館費	98,597	98,434	95,460	97,338	95,950
駐車場費	101,503	99,306	90,094	87,755	87,728
産業振興センター費	0	0	0	0	6,313
支出 合計	354,332	366,358	332,657	331,907	315,202

II 監査の結果

1. 使用料の徴収事務(返金)

使用料の還付手続きは、使用料還付申請書に申請者の領収の奥書きを取る定めになっており、市民会館においてはそのように処理されているが、生涯学習センターでは奥書きを取っていない。別途領収書も徴しておらず、返金の事実を証明する領収書が存在しない。定めどおりの運用を行うべきである。

2. 簿外資産・負債

市民会館、生涯学習センター及び駐車場の使用料については、翌月以降の日時の使用料徴収分は前受金として認識しており、市の収入として調定されていないため、月末には福祉事業団にプールされることになる。また、調定された使用料は1ヶ月毎に翌月10日前後に市に納付しているため、月末には常に一月分の使用料が福祉事業団にプールされることになる。しかしながら、現在、福祉事業団ではこれらの金額を簿外で処理している。平成16年3月31日時点の使用料前受金は4,962千円、調定済みの使用料預り金は27,138千円となっており、この内1,340千円が未収入金となっている。結果として、平成16年3月31日の福祉事業団の貸借対照表に、以下の資産・負債が計上漏れとなっている。

資産(千円)		負債(千円)	
普通預金	30,740	使用料前受金	4,942
未収入金	1,340	使用料預り金	27,138
計	32,080	計	32,080

市と福祉事業団の委託契約書には、(徴収、収納及び返還事務の処理)として「乙は、…の使用料を徴収し、甲の指定する金融機関に納付するものとする。」旨の規定があるが、納付のタイミング、即ち、日々納付すべきなのか、現状のように月1回でよいのかについての規定はない。丸亀市会計規則第32条の2第2項第3号には、歳入等の事務を委託するときの契約書に記載すべき事項として、「収納現金の払込日に関すること。」との定めがあり、この定めに従って委託契約書に収納現金の払込日に関する規定を追加する必要がある。

3. 福祉事業団の決算報告

現在、福祉事業団の決算報告中、特別会計としての競艇売店事業については、所轄官庁等への報告、承認手続きを得ていない。寄付行為上、事業目的が明確にされていないことが報告されていない理由のひとつと思われるが、特別会計としての収益事業部門として実際に運営している以上、報告承認義務があるものと思われる。

なお、理事会での決算承認時には、協議事項 1 「競艇売店事業報告並びに収支決算について」として報告されている。

4. 駐車場の決算書

歳出予算管理簿により、管理費支出の内訳を照合した結果、賃金勘定と委託料勘定にそれぞれ1,580千円の差異が発生している。この原因は、委託料不足のために予算流用手続きが取られ、委託料として会計処理が行われたにもかかわらず、一般会計収入支出決算事項別明細書においては賃金に計上しているためである。

収入支出決算書(事項別明細書)は会計帳簿に基づき正しく計上される必要がある。

5. 残業計算

平成 16 年 1 月時の残業計算時に、該当者の給与データが前月分については全日欠勤であったため、登録データがクリアされ、再度残業単価を入力したときに本来 1,006 円とすべきところ誤って 1,076 円と入力したものである。このため、新単価になった 4 月以前の 3 ヶ月間、過大に支給されることになった。

単価誤りの額は僅少な額であるため、その後の承認過程でも発見できなかったものであり重大な内部統制上の問題につながるものではないが、より一層の留意は必要である。

III 意見

1. 使用料の徴収事務

丸亀市から徴収を委託されている市民会館、生涯学習センターの使用料については、「使用料残高票」により前受分、当年度分、預金残高、市納付額を管理しているが、市民会館と生涯学習センターで同一項目に対する記載金額のベースが異なっている。「当月市納付額月計」欄に、市民会館は当月実際納付額を、生涯学習センターは翌月納付予定額を記載している。統一すべきである。また、市民会館、生涯学習センターともに単純ミスにより、「使用料残高票」の平成 16 年 3 月 31 日預金残高が実際の預金残高と 64 円、10 円差異がある。決算書の金額は正しく計上されている。

2. 市民会館自主文化事業の位置付け

丸亀市民会館管理運営委託契約書において、市は「会館の管理及び使用料の徴収事務」を福祉事業団に委託すると規定されている。この委託業務とは別に、福祉事業団では自主文化事業として、「市民が生涯を通じて文化芸術に接し、個性豊かな文化芸術活動を活発に行うことの出来る環境を整え、市民のニーズに応じた多様な事業を実施」しているが、この自主文化事業の位置付けが明確ではない。

収支の状況を見ると、一般会計からの繰入金に恒常的にあり、自主文化事業の収支マイナスを補填していることになる。繰入金の原因は市の委託料である。自主文化事業特別会計には人件費は計上しておらず、人件費込みでは収支マイナスはさらに多額となる。収支がバランスしていれば、市民会館使用料は市に納付されるため、自主文化事業を行う収支的なメリットがある。収支の改善を目的とするのであれば、鑑賞型の公演を実施することが効果的であるが、福祉事業団の自主文化事業は収支的観点からではなく、市民の文化芸術環境をよりよくすることを目的として、育成型・参加型の公演を増加させている。

平成 15 年度の自主文化事業の実施状況は以下のとおり。

(単位:千円)

	公演名	入場者数	収支差額
第 169 回	ミュージカル鑑賞教室「おれたち天使じゃない」 *高校生鑑賞教室	4,443	△684
第 170 回	「スタインウェイピアノ」コンサート	318	△367
第 171 回	「田部京子」ピアノリサイタル	269	△488
第 172 回	「丸亀市少年少女合唱団」第 2 回定期コンサート	736	△631
第 173 回	丸亀蓬菜歌舞伎・松竹大歌舞伎「四代目尾上松録 襲名披露」	2,086	2,153
第 174 回	「THE BOOM」コンサート	1,266	△122
第 175 回	「安全地帯」コンサート	1,113	△553
第 176 回	邦楽鑑賞教室「邦楽アンサンブル」 *小・中学生 鑑賞教室	5,408	△377
第 177 回	<共催事業>まるがめクラシックギャラリーコンサート	900	△1,708
	合計	16,539	△2,787

人件費を含まないベースで鑑賞型公演(鑑賞教室を除く)の収支差額が△718千円、育成型・参加型公演(鑑賞教室を含む)の収支差額が△2,068千円となっており、いずれも市の委託料で補填されていることになっている。鑑賞型については受益者負担の観点から、人件費込みで収支プラスを原則とすべきである。育成型・参加型公演については市の委託業務との位置付けが可能であると思われるが、現状では委託契約書上「会館の管理」の委託業務内容は明確に規定されておらず、福祉事業団の自主事業であるとの位置付けから言えば収支マイナスの場合は丸亀市補助金等交付規則に従い、補助金として交付すべきものと認められるものに限り補填が認められると考える。

なお、自主文化事業は興行業として、法人税法上の収益事業に該当すると思われ、福祉事業団で行っている収益事業たる競艇売店事業と合算して税務処理を行う必要がある。

3. 丸亀市からの補助金

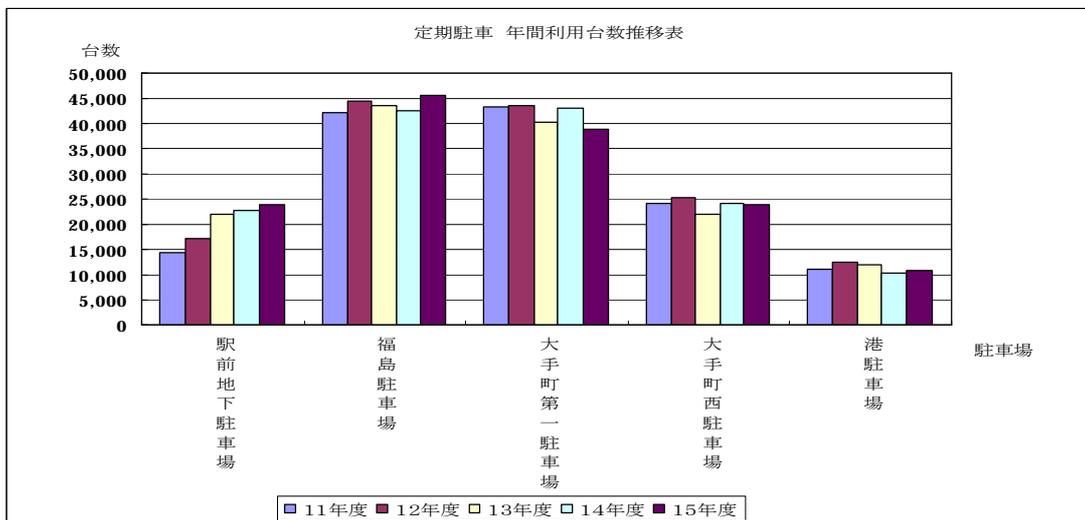
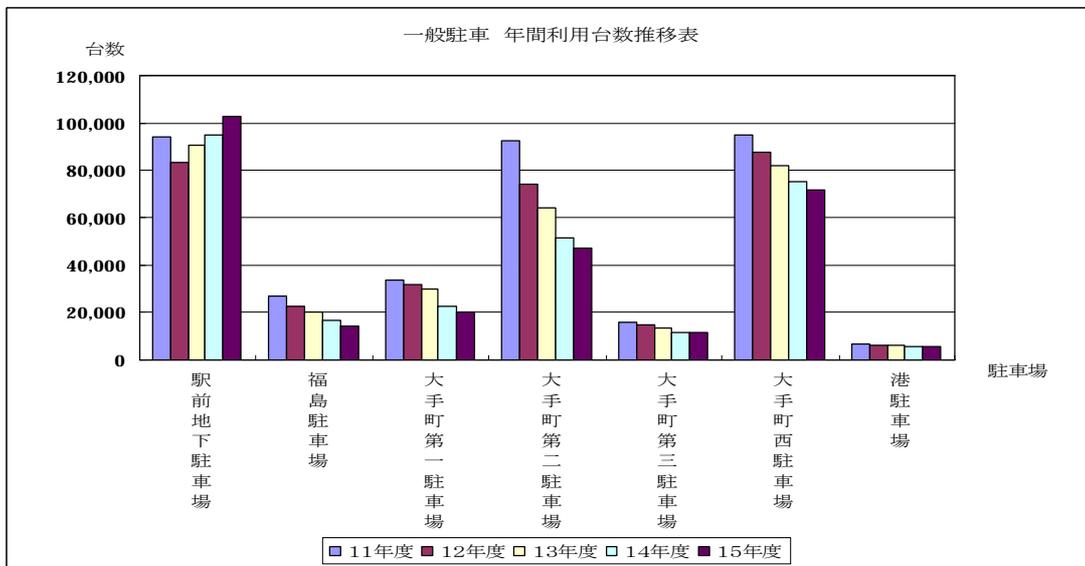
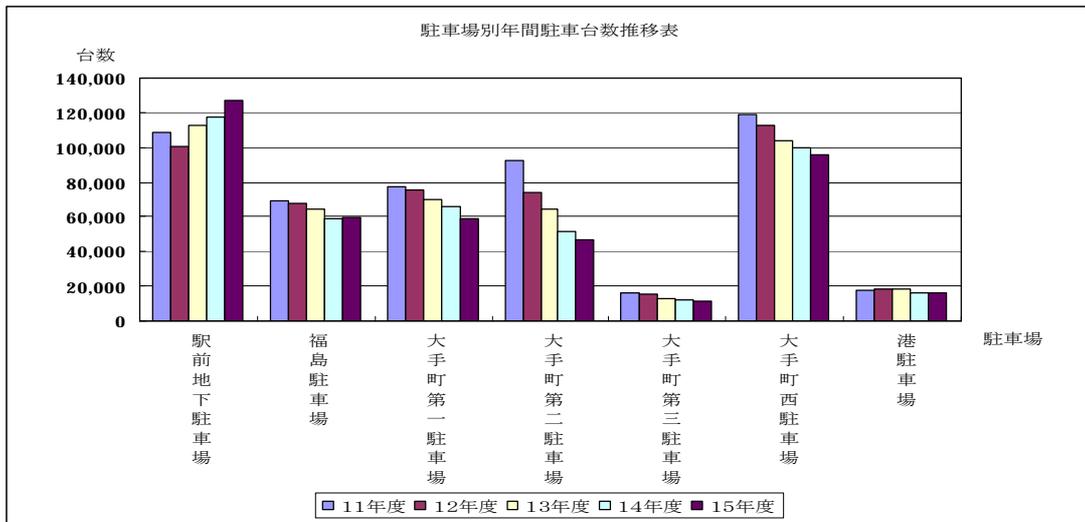
平成 15 年度において丸亀市から事業団へ支出された補助金は 192,957 千円であり、このうち 186,135 千円が一般会計に対して補助されている。しかしながら、事業団の一般会計は生涯学習センター、児童館、市民会館、駐車場及び産業振興センター(平成 15 年 9 月末で終了)に関するものであり、市の委託事業である。市の委託事業に対して市が補助金を支出することは道理に合わない。市は委託費で支出し、事業団は市受託料収入で受け入れる処理が一般的である。

一般会計への補助金はすべて人件費に充当されている。このため、受託料で受け入れたとすれば、収入は消費税課税取引、支出は非課税取引となり、補助金で受け入れている現状に比べ、消費税等の額 9,306 千円を市が追加負担する必要がある。

4. 駐車場事業の管理体制

駐車場の利用状況は以下のとおりである。

駐車場名	収容台数 H.16.3.31	駐車料金相当額及び利用延べ台数				
		H11 年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度
駅前地下駐車場		37,548 千円	35,092 千円	39,531 千円	39,038 千円	41,508 千円
	263 台	108,886 台	100,300 台	112,576 台	117,686 台	126,919 台
定期	108 台	14,547 台	17,278 台	21,923 台	22,680 台	23,916 台
一般	155 台	94,339 台	83,022 台	90,653 台	95,006 台	103,003 台
福島駐車場		22,491 千円	22,261 千円	19,736 千円	16,994 千円	15,801 千円
	345 台	68,844 台	67,380 台	64,005 台	58,735 台	59,822 台
定期	214 台	42,208 台	44,423 台	43,690 台	42,373 台	45,465 台
一般	131 台	26,636 台	22,957 台	20,315 台	16,362 台	14,357 台
大手町第一駐車場		28,362 千円	28,519 千円	27,030 千円	26,845 千円	29,569 千円
	248 台	77,048 台	75,422 台	70,335 台	65,961 台	58,834 台
定期	200 台	43,211 台	43,643 台	40,171 台	43,179 台	38,818 台
一般	48 台	33,837 台	31,779 台	30,164 台	22,782 台	20,016 台
大手町第二駐車場		35,914 千円	30,226 千円	27,378 千円	20,727 千円	19,735 千円
	105 台	92,501 台	73,798 台	64,111 台	51,342 台	46,928 台
定期	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
一般	105 台	92,501 台	73,798 台	64,111 台	51,342 台	46,928 台
大手町第三駐車場		5,858 千円	4,877 千円	4,253 千円	3,534 千円	3,617 千円
(無人駐車場)	17 台	15,730 台	14,991 台	13,248 台	11,776 台	11,388 台
定期	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
一般	17 台	15,730 台	14,991 台	13,248 台	11,776 台	11,388 台
大手町西駐車場		66,170 千円	60,774 千円	55,303 千円	53,062 千円	50,086 千円
	138 台	118,842 台	112,655 台	103,703 台	99,426 台	95,408 台
定期	90 台	24,187 台	25,236 台	21,868 台	24,128 台	23,751 台
一般	48 台	94,655 台	87,419 台	81,835 台	75,298 台	71,657 台
港駐車場		11,434 千円	10,755 千円	10,355 千円	9,870 千円	9,574 千円
	98 台	17,752 台	18,825 台	18,166 台	15,797 台	16,131 台
定期	60 台	11,136 台	12,474 台	11,933 台	10,154 台	10,831 台
一般	38 台	6,616 台	6,351 台	6,233 台	5,643 台	5,300 台



駐車場の定期駐車と一般駐車を合わせた総利用状況については、利用台数は駅前地下駐車場を除いて減少傾向にあり、駐車料収入は、駅前地下駐車場及び大手町第一駐車場がやや増加しているが、その他の駐車場は減少傾向が続いている。

定期駐車については、駅前地下駐車場の利用台数に増加傾向がみられるが、その他の駐車場は年度によりやや増減がみられるものの比較的安定している。また、一般駐車利用台数は駅前地下駐車場を除き全ての駐車場で減少傾向が目立つ。

駅前地下駐車場は、平成 14 年度に営業時間の延長・24 時間料金の設定及び出入口の変更等の利用者に対する利便性を向上させたことが、利用台数及び駐車料収入の増加として反映されている。それに対し、福島駐車場・大手町第一駐車場・大手町第二駐車場は、供用を開始してから 20 年以上も年中無休での営業を継続しているが、利用台数は減少傾向を辿っている。福島駐車場・大手町第一駐車場はかなりの区画が定期駐車に充てられ、駐車場施設の利用率を高める措置が図られていると思われるが、一般区画の利用台数は、大手町第二駐車場を含めこの 5 年間で著しく低下している。

このような状況のもとで、駐車場の管理は依然として人手により行われている。時代とともに変化する駐車場利用環境や、利用台数が減少傾向にあるという実態に対応するためには、事業団は丸亀市とともに、本来の駐車場設置目的に逸脱しない範囲で、従来の人手による管理体制と自動監視設備・料金自動精算機等の機械化による管理体制の採算性比較を行うなどの、駐車場維持管理コストの削減を検討する必要があると思われる。

また、平成 15 年度の各駐車場の 1 区画当たり年間平均収入は、福島駐車場が最も低い。その原因は、一般駐車の利用が極めて少ないために定期駐車を多く設置しているが、定期駐車の利用のうち、車で通勤を認められた丸亀市職員等の利用割合が高く、その料金設定の見直しが行われていないためであると考えられる。

丸亀市職員の駐車は、福島駐車場の他に駅前地下駐車場の一部も使用されているが、駐車場施設の有効活用や市役所周辺の渋滞緩和といった利用者側の要請により利用施設を限定されているため、丸亀市職員にとっては地理的に利便性が低く、一般の料金より低い料金設定を行っていることに合理性は認められるが、その料金設定について、明確な基準に基づいて定期的な見直しを行う必要があると思われる。

5. 契約

契約については丸亀市契約規則を準用することとなっているが、契約金額が多額の委託契約についても競争入札によらず、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用し、随意契約を行っている。

清掃業務については 4 月 1 日から委託した業務を執行させるため、競争入札の手続きが出来ないとの理由で、生涯学習センターの清掃業務については 4 社の相見積りによる随意契約となっているが、過去 5 年間同一業者となっている。新規業者を入れることが競争の活性化をもたらす。また、契約業者は過去 4 年間同一業者となっている。

設備保全、夜間管理業務については、「他と比較しても著しく低単価であり、現在まで委託業務を誠実に履行している」ことを理由に、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により 1 社随意契約としているが、他と比較しても著しく低単価であることを確認するために 2 社以上の見積り徴求を定期的に行うことが望まれる。

生涯学習センターの空調設備保守点検業務については、「その機械の特殊性から機器を構成する部品等他のメーカーとの互換性がなく、保守に当たっても設置機種毎の専門知識、技術が必要であるため」メーカーの保守専門会社と 1 社随意契約しているが、ビルの空調設備がそれほど特殊で、他に代替出来る業者がないか疑問であり、2 社以上から見積書を徴求する努力をすべきであると思われる。1 社独占契約では価格引下げ圧力が働かない。

6. 退職給与引当金

一般会計における退職給与引当金の残高は平成 16 年 3 月末で 65,113 千円(対象者 17 名)であり、一方同日付で自己都合により退職したと仮定した場合の要支給額は 171,505 千円であり差引 106,392 千円が不足している。不足額についての計画的な追加引当は行われておらず、補助金中、事務局費の人件費以外の執行余剰分及び預金利息収入などの諸収入部分を退職給与引当に組み入れているが、以下のように要支給額の増加部分には及ばず、差は乖離するばかりである。将来の退職に備えるため、計画的な引当てが求められる。

自己都合要支給額及び退職給与引当金の推移 (単位:千円)

	自己都合 要支給額	退職給与 引当金	不足額	引当金増加内訳 積立金	収支差額処理
平成 11 年 3 月		69,574			
増 減 少		4,259		500	3,759
平成 12 年 3 月		73,833			
増 減 少		3,340		351	2,989
		16,542	2 名退職		
平成 13 年 3 月		60,631			
増 減 少		2,858		227	2,631
平成 14 年 3 月		63,489			
増 減 少		534		166	368
平成 15 年 3 月	153,372	64,023	89,349		
増 減 少	18,133	1,090		143	947
平成 16 年 3 月	171,505	65,113	106,392		
増 減 少	14,177				
平成 17 年 3 月	185,682				

要支給額については3年分を試算、なお、平成17年3月の要支給額は現時点での予測

特に人員構成が、支給対象者17名中13名が40歳代、内6名が45歳と特定の年代に集中した歪な構成となっており、退職金支給時期についても集中することが予想されるため事前の引当、少なくとも当期増加分の引当が必要である。

また、市財政当局との取り決めにより、補助金中人件費部分について余剰が生じたときは返戻、事務局費の人件費以外について余剰が生じたときは内部留保してよいこととなっており、人件費以外の余剰分については収支差額処分計算書(損金処理)において退職手当引当金繰入に全額充当している。一般的に収支差額処分計算書は剰余金の積立処分に当てられる性質のもので正味財産内での増減となるが、本件の場合は、固定負債としての退職手当引当金の増加項目となっている。このため、収支差額処分計算書に損金処理という文言が追加されているが、本来は収入支出決算書において予算流用承認を受けて積み立てることが望ましいと思われる。

なお、当事業団から市への昭和52年度からの指定寄付の累計が8.2億円あり、市への貢献度が高いことから、退職手当については退職が見込まれる年度で予算要求により、市の一般財源より負担することになっているとのことではあるが(平成7年1月の市との取決め)、寄付の財源は競艇売店収入によるものであり、元々は市の委託事業による収入であることからすべてが事業団の自助努力によるものとはいえない。

もとより、事業団は営利を目的とする団体ではないため、利益の中からの引当が要求されるものではないが、独立した団体である以上、事前の引当が必要である。

7. 寄付行為上での特別会計としての競艇売店事業の位置付け

福祉事業団の寄付行為 第4条 事業内容において、競艇売店事業は別掲されておらず、(5)前各号の事業を達成するために必要な事業の中に含まれると解されているが、競艇売店事業の位置づけを明確にするためにも、収益事業項目として独立別掲すべきと思われる。なお現在は事業目的上にないため、運用規則なども一部しか作成されておらず、実務上は他の規則を準用したマニュアル形式で運営されている。

なお、規則として制定されているものには 競艇売店従業員就業基準、売店事業従業員取扱要綱、賃金に関する基準、退職手当基準などがある。

8. 特別会計としての競艇売店事業の収支計算

競艇売店事業の事務処理は本部事務局で行っているが、本部経費の負担は、特別会計上では行っていない。本来は、本部の役務提供を受けていることから、応分の経費負担を行わないと単独事業としての売店事業の収支を実態よりもよく見せる結果となっている。また、実態よりもよく見せているということは、収益事業部門であるため法人税などの負担が余分に生じているともいえる。もっとも寄付金の市への採納により税引前利益は調整がある程度可能なため、法人税等の過度の負担にはなっていない。

いずれにせよ、より実態に即した特別会計収支の把握といった観点から、応分の本部経費を負担したところでの収支を作成すべきである。

また、『第 8.社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会の監査の結果及び意見のⅢ意見12. 売店事業の収益事業としての位置づけ』で後述しているように、事業団が直営事業として売店事業を営むこと事態についても、指定管理者制度の導入等にあわせて今後検討すべきと思われる。

9. 売店事業における在庫管理

決算時に棚卸在庫として把握しているものは、タバコのみであるが、実際には、食材や調味料、飲料などもあるものと思われる。在庫の受け払い管理はされていないことから、決算時において、在庫確認を行い陳腐化在庫・過剰在庫の有無などを確認することによって効率的な在庫管理に資するとともに、内部統制上の観点からも実地棚卸の実施が必要と考える。

なお、タバコの売価還元法によるロス率計算では毎年 0.1%前後でありタバコ自体の在庫管理に問題はないものと思われる。

第5. 財団法人丸亀市体育協会の監査の結果及び意見

I 団体の概要

1. 団体の沿革

財団法人丸亀市体育協会(以下、体育協会という)は、丸亀市における体力づくり活動の進行とスポーツの普及を図り、もって市民の健全な心身の発達に寄与することを目的として昭和35年に設立された。定款に定められた体育協会の事業は以下のとおり。

- ┆ スポーツ、体力づくり活動に関する行事の実施及び協力
- ┆ スポーツの普及奨励及び助成
- ┆ スポーツ指導者の養成
- ┆ スポーツ功労者の表彰
- ┆ 市民体育振興、体育施設及び競技運営に関する調査研究
- ┆ 丸亀市からの委託を受けて行う体育施設の管理運営
- ┆ その他目的達成に必要な事業

2. 事業の状況

平成15年度の主な事業内容及び5年間の実績は以下のとおり。

一般会計

(1) 各種会議・講習会の開催及び参加

事業推進に向け、関係機関・団体と密接な連携を図りながら各種調整会・研修会等を開催した。

(2) 競技団体育成事業

競技団体の組織の充実と競技力向上のために各種事業等の活動に対し奨励・援助を行い、加盟競技団体を育成した。加盟23競技団体。

(3) 支部育成事業

加盟支部の組織体制の整備拡充と地域住民が生涯にわたりスポーツに親しみ、健康体力の維持増進を図ることができるような活動を奨励・援助し、加盟支部を育成した。加盟12支部。

(4) 競技大会運営事業

加盟競技団体が競技力向上と競技スポーツ振興にむけて開催する各種競技大会を助成し、選手の育成強化を図った。39競技大会開催。

(5) 大会派遣事業

国民体育大会ほか全国レベルの各種競技大会に出場する選手の派遣経費を助成し、選手の育成強化と体力・技術水準の向上を図った。7大会に派遣。

(6) 津島基金事業

偉大なる先人『津島寿一』先生の遺志を体し各種スポーツ大会を開催して、お互いの健康と友情を深めながら、市民スポーツの普及と交流また、スポーツに対する啓発を推進した。19大会開催。

(7) 体力づくり推進事業

地域における健康体力づくり活動や地域みんなのための交流活動を助成し、スポーツを通じて家族のふれあいやスポーツに接する機会と感心を深めて、地域の日常生活に定着したスポーツ振興活動を展開できるように奨励した。延べ 6,638 人参加。

(8) 顕彰事業

丸亀市のスポーツ振興に貢献し、功績のあった人や優秀な成績を上げた優れたスポーツ選手を表彰してその功績をたたえ、スポーツ活動に対する社会全般の評価を高める。

(9) 広報活動事業

毎月『体協通信』を発行し、市内の各種競技大会・行事のPR・成績結果・施設の利用状況等のスポーツに関する情報を提供し、体育協会のスポーツ振興活動に対して、市民の理解と協力が得られるよう啓発活動を推進した。

(10) 受託事業

(ア)スポーツ団体育成事業(平成 15 年度バレーボールリーグ戦)

(イ)第 48 回丸亀市民体育祭(各種目別の支部対抗戦・9/7～28)

(ウ)第 29 回中讃地区陸上競技大会(中讃地区小・中・高等学校・一般の大会・8/23.24)

(エ)2004 年 初日の出を迎える会

(11) 第 58 回香川・丸亀ハーフマラソン大会(組織委員会事業)

歴史と伝統を誇る本大会をハーフマラソン大会を通じた地域活性化事業の一つとしてとらえ、広く県内・外から選手を募集し、県内の長距離選手の技術力の向上と競技の普及を図るだけでなく、できる限り多くの市民が運営に関わり、ランナーとそれを支えるボランティア、声援する市民とが地域・世代・家族を超えた交流ができるような事業を目指した。今回も日本を代表するトップレベルの選手を含め全国各地から約 3,600 名余りの参加があった。ボランティアや関係団体と各企業との理解と協力を得て、盛大に開催された。

(12) 丸亀オープン水泳競技大会

県下でも希な市単独主催の歴史と伝統を誇るこの大会を、夏のメイン事業として位置づけ、ゲストスイマーを招聘し、近隣地域の幅広い人を対象としたオープン大会として開催した。そして、市内外のさまざまな人々が水に親しみ、水泳を通して交流できるような地域・年齢を超えたスポーツ文化事業として継続・定着させていく。

(13) エンジョイスportsライフ支援事業

新たなスポーツ実践者を掘り起こすための体験・普及を目的としたユニバーサルなスポーツ文化プログラムを企画し、これまでスポーツに接する機会の少なかった人達が、自分にあったスポーツを探し、自由に参加・体験できる機会を提供しながら、自ら主体的に健康で豊かなスポーツライフを楽しむ環境を支援した。

(14) 体育施設管理運営

丸亀市内の体育施設の管理運営に当たり、安全性・公共性を確保し、利用サービスの向上・経済性の諸点を十分考慮して、利用者のニーズに即した管理運営のための工夫改善に努めた。また、関係団体との連絡を密にして、円滑な利用についての調整会を開催し、効果的な有効活用を推進し、利用者にはスポーツレクリエーション活動の拠点として親しまれる施設づくりに努めた。

5年間の施設別利用人数の実績は以下のとおり。

管理施設名	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
丸亀市民体育館	114,275	101,489	101,631	93,464	91,287
総合スポーツセンター	50,124	34,628	26,616	28,339	25,751
城内グラウンド	18,674	10,939	11,902	8,469	7,658
中津運動公園	6,334	4,790	4,364	4,331	4,969
三浦運動広場	4,475	5,980	9,177	7,391	8,053
蓮池公園	51,789	54,635	57,161	54,935	57,057
野外活動センター	3,191	4,678	6,405	10,867	23,354
サン・ビレッジ土器川	14,870	29,735	40,198	35,012	35,879
南部運動広場				7,363	5,944
土器川公園	109,444	119,819	114,534	92,329	103,152
土器川河川公園	18,705	25,330	33,230	43,780	40,985
県立丸亀武道館	31,461	34,554	35,816	33,394	38,814
広島西運動公園	912	816	828	702	1,076
合計	424,254	427,393	435,457	420,376	443,979

スポーツ少年団特別会計、婦人部事業特別会計においても、ほぼ同様の事業を実施している(体育施設管理運営事業を除く)。

3. 過去5年間の収支の状況

(単位:千円)

一般会計収支決算書	H12/3	H13/3	H14/3	H15/3	H16/3
(負担金)	846	846	846	1,028	1,014
(使用料及び手数料)	0	0	0	0	32
大会エントリー事業事務手数料	0	0	0	0	32
(助成金)	6,959	5,755	5,755	7,255	5,855
(委託金)	94,762	102,224	105,282	108,763	109,190
(寄付金)	0	0	100	0	100
(基本財産運用収入)	110	50	30	14	8
(特定預金取崩収入)	0	0	0	250	0
(諸収入)	475	515	602	575	525
(繰入金収入)	0	0	70	90	87
当期収入 合計(A)	103,152	109,390	112,685	117,975	116,812
前期繰越収支差額	311	302	257	271	232
収入 合計(B)	103,464	109,693	112,943	118,247	117,045
(事業費)	6,225	5,217	5,025	7,135	5,460
(受託事業費)	3,700	3,290	3,159	3,370	3,400
(管理費)	91,755	99,365	102,545	105,807	106,172
(特定預金支出)	1,100	1,300	1,900	1,300	1,600
(繰入金支出)	380	261	39	402	174
当期支出 合計(C)	103,161	109,435	112,671	118,014	116,807
当期収支差額(A)-(C)	△9	△45	13	△39	5
次期繰越収支差額(B)-(C)	302	257	271	232	237

II 監査の結果

1. 財団の事務処理決裁に関する組織上の問題

予算の流用については常務理事の専決事項となっている(財団法人丸亀市体育協会処務規程第6条別表2)が、常務理事は選任されていないため副会長が代行している。

副会長は常務理事より上位職で常勤のため、決裁に関しては問題なしと思われるが、寄付行為第19、20条に常務理事の設置が規定されているため、選任するかまたは寄付行為を変更する等により実態と寄付行為を整合させるべきである。

2. 委託契約書

市と体育協会との委託契約書には、13の委託施設が記載されており、このなかに県立丸亀武道館は含まれていないにもかかわらず、体育協会から管理人を派遣している。県立丸亀武道館は香川県の施設であり、丸亀市が直接管理する施設ではないが、昭和47年建設当時、

丸亀市からの強い要望も受け、地元県民(丸亀市民)に開放可能な社会的体育施設として香川県が計画を進め、市民が利用する部分の管理については丸亀市からも相応の負担を求める体制で管理運営することになったとのことである。しかしながら、これら経緯の記録は残されておらず、詳細は不明である。香川県と丸亀市の間で、県立丸亀武道館の管理について書面で確認し、これを受けて市と体育協会の委託契約書の委託施設に追加記載する必要がある。

3. 使用料の徴収事務

当年度中の使用料については、3月30日までの収入を3月31日に市へ納付し、預金残高をゼロとしている。3月31日の収入は現金として金庫にプールされているが、会計処理を行っていないため、簿外となっている。現金、預り金を計上する必要がある。

市と体育協会の委託契約書には、(徴収、収納及び返還事務の処理)として「乙は、…の使用料を徴収し、甲の指定する金融機関に納付するものとする。」旨の規定があるが、納付のタイミング、即ち、日々納付すべきなのか、現状のように月一回でよいのかについての規定はない。丸亀市会計規則第32条の2第2項第3号には、歳入等の事務を委託するときの契約書に記載すべき事項として、「収納現金の払込日に関すること。」との定めがあり、この定めに従って委託契約書に収納現金の払込日に関する規定を追加する必要がある。

4. 支出承認手続き

パソコンのリースとこれに伴う保守契約(年額229千円と233千円)については、前年度以前からの継続との理由で(起案書兼)支出負担行為決議書を作成していないが、作成すべきである。

5. 退職給与引当金の計上

退職給与引当金として現在、7,200千円が積み立てられているが、設定根拠は明確なものではなく、決算作成時に当期収支差額のうち、相当額を積み立てているものである。

退職金支給対象者は2名であり、平成16年3月末での退職手当規定に基づく期末要支給額は5,315千円であるため、超過額に対する取り崩しが必要である。

6. 退職給与引当預金と引当金の関連

資産の部のその他固定資産・退職給与引当預金6,200千円と、負債の部の固定負債・退職給与引当金7,200千円との間に当期繰入額分1,000千円の差が生じている。

これは当期繰入分相当額の預金を期末現在ではまだ預金口座の振替をしていないためであって、これにより流動資産と流動負債の差額は正味財産額より預金の要振替額分多くなっている。平成15年度の正味財産増減計算書で退職給与引当預金増加額を1,000千円計上している以上、貸借対照表の退職給与引当預金も平成15年度末付けで増加すべきである。

なお、特別スポーツ振興事業引当預金と引当金の間でも同様のことがいえる。

7. 時間外勤務手当計算単価

時間外勤務手当計算単価について、給与規程第 15 条では、125/100(午後 10 時から翌日午前 5 時までは 150/100)となっているが、予算組み時に時間外勤務を見込んだ職員手当の計上ができておらず、予算執行時においても予算超過を防ぐために、時間外勤務手当計算時に全員一律(職員、臨時職員、管理人)年間を通して通常単価(100/100)で計算している。予算超過を防止するため、自主的に通常単価を利用している努力は認められるが、規定に基づいた本来の支出額を支給した後に、予算流用措置あるいは、翌年度の予算枠自体の増額で対応すべきである。なお、香川・丸亀ハーフマラソン大会の運営業務補助が負担となっている要因があるのであれば、組織委員会と体育協会との関連や収入面での人件費補助についての検討も必要と考えられる。

8. 婦人部事業特別会計

自販機収入(手数料収入)中、婦人部が管理して手数料を受け入れしているものが一部あるが、その金額については、一般会計、婦人部事業特別会計のいずれにも計上されてない。

施設自体は、香川県、丸亀市などの所有であり、そこに設置された自販機から生じる収入は、金額が僅少であっても当然に体育協会の雑収入として計上し報告されるべきものであるため、今後は修正が必要である。

9. 消費税申告

消費税申告において、一般会計の参加費・事業参加負担金 168 千円が課税売上対象からもれていた。

III 意見

1. 使用料の徴収事務管理

日々の使用料を銀行に預け入れる際、管理する施設毎に行っている。銀行入金票は 1 枚に 4 件記入可能であり、あらかじめ施設名をスタンプしておくため、それほどの手間はかかっていないとのことであるが、表計算ソフトを利用した施設別出納簿が作成されており、普通預金通帳を帳簿代わりにする必要性は低いと思われる。事務手続きの省力化と通帳の圧縮のため、銀行入金は 1 日 1 件でよいと思われる。

2. 現金受入票(領収書)の No.コントロール

体育館他の現金受入票で他の施設の使用料を収納する場合があるが、この現金受入票(控)を他の施設の現金受入票(控)綴りに綴り込んでいる。このため、体育館他の現金受入票(控)綴りで現金受入票(控)の連番チェックが出来ないが、実務上、施設毎の現金受入票(控)綴りと出納簿を一致させる取扱としているため、この方法を敢えて改める必要はない。連

番チェックのため、出納簿の備考に記入されている現金受入票 No.を利用することが効果的であると思われる。

なお、抽出した現金受入票(控)の連番チェックの結果、第79冊No.16不明、第95冊No.39書損であるが現金受入票が綴じ込まれておらず不明、の2件が発見された。

現金受入票(控)の管理に2件の不備が発見されたが、使用料の管理事務のレベルは高く、適切に実施されているとの心証を得た。

3. 人件費

丸亀の冬の風物詩として定着しつつある香川・丸亀ハーフマラソン大会は、「香川・丸亀ハーフマラソン大会組織委員会」が開催する事業とされており、その運営は実行委員会の専門部会によって実施されている。そして、当会の事務を処理するために体育協会事務局内に当会の事務局が設置され、事務局は大会運営の一般事務を処理するとともに事業計画書案・予算案・決算報告の作成等に携わっている。ところが、当会事務局長は体育協会事務局長が兼務し、当会事務職員の内4名も体育協会の職員で構成されているため、当会の事務処理は実質的には体育協会が行っているといえる。

体育協会の平成15年度の事業報告及び収支決算書においては、香川・丸亀ハーフマラソン大会の事業報告は行われているものの、収支決算書には当大会の関連収支項目は計上されていない。当大会に関する行事は、体育協会事務局の1年間の「月間計画書」においてかなりの比重を占めている実情にもかかわらず、それらに関連する人件費は体育協会の一般会計の体育施設管理運営費に全額計上されている。

体育協会の寄付行為に規定された事業のひとつである『スポーツの普及奨励及び助成』の一環として、「香川・丸亀ハーフマラソン大会組織委員会」の事務を担当することについては合理性が認められるが、体育協会の人件費については、その従事割合等に基づき該当する事業区分に合理的に配分することが適切であると思われる。

4. 自主事業

体育協会は、平成15年度から自主事業のひとつとして「大会エントリー支援事業」を実施している。これは、加盟団体が主管する各種競技大会等の事業附帯事務の代行及び参加申込受付・参加料の受領の総合窓口として活動する事業である。この事業実施要領では三段階の中期計画が策定されている。

IT時代を反映し競技大会等のHPからの申込等はすでに他の団体等で実施されており、実現すれば市民(各種競技大会の参加希望者)がタイムリーに各種大会の状況を把握できたとえ簡単な手続により参加が可能となり、市民サービスは向上すると見込まれる。また、体育協会がこれまで積み重ねた企画・運営サポートのノウハウを活用することにより加盟団体の事務処理の負担軽減にもつながり、その事業推進が大いに期待される場所である。

しかし、体育協会の財政基盤は実費精算的な補助金・受託料収入によっており、昨今の超

低金利時代を反映して基本財産の運用収入は乏しく、上記の事業推進に伴うソフト・ハードの環境整備費の確保が困難な状況であるといえる。

外郭団体の経営自主化が求められている昨今、体育協会が行う自主事業の目的に賛同する民間の企業や団体・個人等に協力を求め、自主財源を確保する活動を実施することも必要と思われる。

5. 収益事業特別会計

自販機売上収入については、原則として毎月送付されてくる手数料支払明細をもとに振込みの都度収入に計上しているが、大口の1社については、年に一度期末に振込みがあるのみであり、また、振込み根拠についても詳細な清算書が送付されてこないため、適正か否かの根拠が不明確である。支払明細の送付と振込みを月次で行うよう、より一層の指導が必要である。

6. 契約

丸亀市契約規則に基づく地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、見積り合わせによる随意契約を行っているものの事例は以下のとおり。

①丸亀市民体育館清掃業務

	H15年度	H14年度	H13年度	H12年度	H11年度
見積依頼業者	A社	A社	A社	A社	A社
〃	B社	B社	B社	B社	B社
〃	C社	C社	C社	C社	C社
〃	D社	D社	D社	D社	D社
〃					E社
契約業者	B社	B社	B社	B社	B社

②丸亀勤労者体育センター清掃業務

	H15年度	H14年度	H13年度	H12年度	H11年度
見積依頼業者	A社	A社	A社	A社	A社
〃	B社	B社	B社	B社	B社
〃	C社	C社	C社	C社	C社
〃	D社	D社	D社	D社	D社
契約業者	B社	B社	B社	B社	B社

③丸亀市総合スポーツセンタープール清掃業務

	H15年度	H14年度	H13年度	H12年度	H11年度
見積依頼業者	F社	F社	F社	F社	F社
〃		G社	G社	G社	G社
〃	H社	H社	H社	H社	H社
〃	I社				
契約業者	F社	F社	F社	F社	F社

④丸亀市総合スポーツセンター周辺病中防除施肥業務

	H15 年度	H14 年度	H13 年度	H12 年度	H11 年度
見積依頼業者	J 社	J 社	J 社	J 社	J 社
〃	K 社	K 社	K 社	K 社	K 社
〃		L 社			L 社
〃			M 社	M 社	
〃	N 社				
契約業者	J 社	J 社	J 社	J 社	J 社

④以外は、見積依頼業者の入れ替えが少なく、競争が活性化していない。契約業者は5年間同一業者となっている。

①、②についてはこの4年間、見積依頼業者も契約業者も同一であり、契約を別に行うより一本にまとめたほうが業者のコスト削減にもつながると思われる。

体育館の冷暖房設備保守点検業務については、「本設備の設置業者であり、設備の取扱いに熟知した技術者を擁し、専門的な知識と技術及び今後の適正な保守・管理・運営を行う必要から」設置業者と1社随意契約しているが、体育館の空調設備がそれほど特殊で、他に代替出来る業者がないか疑問であり、2社以上から見積書を徴求する努力をすべきであると思われる。1社独占契約では価格引下げ圧力が働かない。

7. 決算報告

「津島基金事業引当金」及び「特別スポーツ振興事業引当金」は、将来の記念事業支出に当てるための引当金として負債計上されており、その同額が引当預金として設定されている。

会計上、引当金として計上されるものの要件は限定されており、上記の2件は引当金の要件を満たしているとはいえないため、正味財産を構成するものと思われる。

第6. 丸亀市土地開発公社の監査の結果及び意見

I 団体の概要

1. 団体の沿革

丸亀市土地開発公社(以下、公社という)は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的として昭和 35 年に設立された。定款に定められた公社の事業は以下のとおり。

- I 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと
 - イ) 公有地の拡大の推進に関する法律第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項に規定する土地
 - ロ) 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地
 - ハ) 公営企業の用に供する土地
 - ニ) 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
 - ホ) 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地
 - ヘ) 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地
- I 住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業(埋立事業に限る。)並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地及び流通業務団地の造成事業を行うこと
- I 前各号の業務に附帯する業務を行うこと

2. 事業の状況

平成 15 年度の主な事業内容は以下のとおり。

(1) 用地取得状況

御供所地区東汐入川埋立事業

大手町地区整備事業

(2) 用地売却、清算事業

該当なし

(3) 事業別土地勘定明細

事業名	H15 年度増加額		H16/3/31 残高	
	面積 m ²	百万円	面積 m ²	百万円
都街中津土器線用地			3,488	393
都街富士見町川西線用地			3,767	90
都街丸亀港土器線用地			953	168
都街丸亀駅福島線用地			2,313	381
市道北平山港町1号線用地			53	9
市道三条南北線用地			680	43
市道原田金倉線(道路)用地			1,059	136
御供所地区東汐入川埋立事業		106	0	799
土器公共用地(安達土地区画整理用地)			4,698	65
本町公共用地			611	314
丸亀市総合運動公園整備事業			470	33
塩屋保育所整備事業用地		64	5,150	288
福島地区開発関連事業用地			1,168	635
丸亀競艇場案内看板設置事業用地			135	11
大手町地区整備事業用地	728	121	3,345	834
生物公園ゲートプラザ、市道垂水 80 号線 整備事業用地			4,020	108
合計	728	227	31,918	4,315

3. 過去5年間の収支の状況

(単位:千円)

貸借対照表	H12/3	H13/3	H14/3	H15/3	H16/3
現金及び預金	160,321	161,961	162,022	162,012	161,955
未収金	571,200	8,051	0	0	0
土地	4,681,239	3,821,771	3,252,551	4,087,927	4,315,418
資産の部 合計	5,412,761	3,991,784	3,414,573	4,249,940	4,477,373
未払金	297,977	41,013	18,539	713,103	926
長期借入金	4,314,454	3,149,262	2,594,465	2,735,277	3,674,945
負債の部 合計	4,612,432	3,190,276	2,613,005	3,448,381	3,675,871
基本財産	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
前期繰越準備金	795,129	795,329	796,507	796,568	796,558
当期利益	199	1,178	60	△10	△57
資本の部 合計	800,329	801,507	801,568	801,558	801,502
負債・資本の部 合計	5,412,761	3,991,784	3,414,573	4,249,940	4,477,373

(単位:円)

損益計算書	H12/3	H13/3	H14/3	H15/3	H16/3
公用地取得事業収益	1,210,469	1,279,460	1,198,787	55,998	0
公有地取得事業原価	1,210,469	1,278,397	1,198,787	55,998	0
事業総利益	0	1,063	0	0	0
販売費及び一般管理費	176	94	148	57	89
事業損失	△177	968	△149	△58	△90
受取利息	376	210	209	47	32
事業外利益 計	376	210	209	47	32
当期利益(損失)	199	1,178	60	△10	△57

II 監査の結果

1. 契約方法

建設課からの契約締結依頼書では、随意契約によるとなっているが、土地開発公社事務局作成の支出負担行為決議書では契約区分が競争入札とされているものがあつた。

実際の契約は、随意契約で行われているため、決議書での修正が必要である。但し、随契とした理由はコンクリート二次製品資材の購入単価に当たり、物価資料に掲載されていないため、3者より見積りを徴し、品目価格の低額な業者と随意契約することにより、コスト削減を図りたい(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)とのことであるが、資材単価契約であっても、仕様書案等により合計金額が地方自治法施行令別表第5及び丸亀市契約規則別表第一を上回ると予想される場合は、入札方式を採用すべきと思われる。

Ⅲ 意見

1. 長期保有土地

公社が平成 16 年 3 月末現在保有する土地の保有期間別の明細は以下のとおり。

(単位:百万円)

	事業名	10 年以 前取得	5 年以 前取得	H16/3 末残高	処分見 通し
1	都街中津土器線用地	238	240	393	H17～
2	都街富士見町川西線用地	90	90	90	未定
3	都街丸亀港土器線用地		95	168	未定
4	都街丸亀駅福島線用地	347	347	381	未定
5	市道北平山港町 1 号線用地	9	9	9	H17～
6	市道三条南北線用地		43	43	未定
7	市道原田金倉線(道路)用地		122	136	未定
8	御供所地区東汐入川埋立事業		528	799	H20～
9	土器公共用地(安達土地区画整理用地)	65	65	65	未定
10	本町公共用地	147	314	314	未定
11	丸亀市総合運動公園整備事業		32	33	H16～
12	塩屋保育所整備事業用地	233	287	288	未定
13	福島地区開発関連事業用地	635	635	635	未定
14	丸亀競艇場案内看板設置事業用地			11	未定
15	大手町地区整備事業用地			834	H17～
16	生物公園ゲートプラザ、市道垂水 80 号線 整備事業用地			108	H17～
	合計	1,767	2,814	4,315	
	残高に占める割合	40.9%	65.2%	100%	

なお、平成 14 年度末における県下 6 市の土地開発公社が保有する土地の状況は以下のとおり。

(単位:百万円)

市	10 年以前 取得①	①/③	5 年以前 取得②	②/③	H15/3 末 残高③
丸亀市	1,497	36.6%	2,108	51.6%	4,088
高松市	199	0.9%	11,071	49.3%	22,468
坂出市	2,323	100%	2,323	100%	2,323
善通寺市	0	0%	141	6.1%	2,316
観音寺市	304	59.1%	304	59.1%	514
さぬき市	1,357	39.7%	1,357	39.7%	3,422

担当者の説明による今後の事業の見通しは以下のとおり。

	事業名	事業の見通し
1	都街中津土器線用地	事業継続中、国の補助事業となる予定 H17年度から市の清算予定
2	都街富士見町川西線用地	市の清算予定未定
3	都街丸亀港土器線用地	市の清算予定未定
4	都街丸亀駅福島線用地	市の清算予定未定
5	市道北平山港町1号線用地	1の用地、1とセットで国の補助事業となる予定 H17年度から市の清算予定
6	市道三条南北線用地	一部完了、第二拡張部分が残っている 市の清算予定未定
7	市道原田金倉線(道路)用地	アクセス道路部分は完成 市の清算予定未定
8	御供所地区東汐入川埋立事業	埋立事業として市より依頼、事業継続中 H20年度から市の清算予定
9	土器公共用地(安達土地区画整理用地)	①学校給食センターの拡張用地に予定 ②土器川緑地帯 市の清算予定未定
10	本町公共用地	市の清算予定未定
11	丸亀市総合運動公園整備事業	事業継続中 H16年度から市の清算予定
12	塩屋保育所整備事業用地	市の清算予定未定
13	福島地区開発関連事業用地	丸亀ボート行バスターミナルとして利用中 市の清算予定未定
14	丸亀競艇場案内看板設置事業用地	競艇場案内看板設置 市の清算予定未定
15	大手町地区整備事業用地	事業継続中 H17年度から市の清算予定
16	生物公園ゲートプラザ、市道垂水80号線 整備事業用地	H17年度から市の清算予定

No.2都街富士見町川西線用地、No.3都街丸亀港土器線用地、No.4都街丸亀駅福島線用地、No.9土器公共用地(安達土地区画整理用地)の②、No.10本町公共用地、No.12塩屋保育所整備事業用地、No.13福島地区開発関連事業用地については、今後の事業の見通しについて丸亀市と協議の上、早期処分に努める必要がある。No.13福島地区開発関連事業用地のうち丸亀ボート行きバスターミナルとして利用中の部分と、No.14丸亀競艇場案内看板設置事業用地については事業が完了しており、速やかに清算し、市に引渡しを行う必要がある。

なお、公社が平成 16 年 3 月末現在保有する土地の含み損益の明細は以下のとおり。

(単位:百万円)

	事業名	H16/3/31 残高①	時価評価 額②	含み損 (△)益	②/①
1	都街中津土器線用地	393	144	△248	37%
2	都街富士見町川西線用地	90	172	82	191%
3	都街丸亀港土器線用地	168	48	△119	29%
4	都街丸亀駅福島線用地	381	134	△246	36%
5	市道北平山港町 1 号線用地	9	3	△5	33%
6	市道三条南北線用地	43	29	△13	67%
7	市道原田金倉線(道路)用地	136	35	△101	26%
8	御供所地区東汐入川埋立事業	-	-	-	-
9	土器公共用地(安達土地区画整理用地)	65	168	103	258%
10	本町公共用地	314	47	△266	15%
11	丸亀市総合運動公園整備事業	33	10	△22	30%
12	塩屋保育所整備事業用地	288	149	△139	52%
13	福島地区開発関連事業用地	635	101	△534	16%
14	丸亀競艇場案内看板設置事業用地	11	9	△1	82%
15	大手町地区整備事業用地	834	424	△409	51%
16	生物公園ゲートプラザ、市道垂水 80 号 線整備事業用地	108	100	△8	93%
	合計	3,515	1,581	△1,934	45%

(注)路線価のある土地は平成 16 年度分路線価により、路線価のない土地は平成 16 年度固定資産税評価額により時価を計算している。御供所地区東汐入川埋立事業については埋立地であるため、時価評価の対象外とした。

2. 本町公共用地

駅前再開発事業の一環として、昭和 61 年に当市と天満屋が「丸亀駅前再開発事業に係る覚書」を締結、その後、再開発準備組合が設立され、準備組合に参画しない地権者の土地を当公社が代行取得したが、バブルの崩壊に伴い平成 4 年 12 月には天満屋が出店取り消しを決定したこと等により、再開発事業そのものが中断して現在に至っている。

土地建物の取得については、平成 6 年度を最後に発生しておらず、それ以降の発生費用は、建物の維持管理・補修・取壊し費用及び鑑定費用のみである。また、買収費総額に占める、建物等補償費の割合が 55.7%と高くなっている。

長期滞留物件中、土地購入費より補償費他のほうが金額が著しく高い物件は、埋め立て事業でありそもそも土地取得費用が生じない御供所地区東汐入川埋め立て事業を除くと当物件だけである。未利用建物の場合期間の経過とともに老朽化がより加速化し、維持管理コストも

高くなるものと思われるため、建物の有効利用についての検討が求められる。

また恒常的な維持修繕費用などを取得価格に算入することの妥当性についても検討する必要がある。

3. 御供所地区東汐入川埋め立て事業

河川港湾の埋め立て事業に要する補償費及び造成コスト他であり、第三者からの土地の購入などは伴わない。平成 20 年度を完成予定とした総事業費 2,320 百万円のプロジェクトであり、工事は遅れ気味であるものの、進行している。

なお、御供所地区東汐入川埋立事業の漁業権補償費算定において、平成 10 年度において関係のある 5 漁協について補償金を支払っており、その算定根拠については、補償基準に基づき丸亀市で算出し補償額算定調書において示されているが、場合によっては今後専門機関の利用も必要と思われる。

4. 用地の暫定供用

福島地区開発関連事業用地は、平成 3 年 12 月に取得して平成 4 年 9 月に舗装工事が、同年 11 月に植栽工事が行われ、現在はその一部が競艇場のバスターミナルと美術館の駐車場(競艇場の休日)として、暫定利用されている。

同地区は、現在事業が休止されている都街丸亀駅福島線用地と隣接しているため、当該事業と同時に着手する予定であるが、一部の暫定利用地は独立区分することが可能と思われ、今後も現状の利用形態が継続されるのであれば、早急に丸亀市へ引き渡すことが適切であると思われる。

5. 預金

平成元年に公社の所有土地を売却し、売却益 7 億 6 千万円を計上している。この売却手取り資金のうち 6 億円はその後の土地取得資金に使用し、残り 1 億 6 千万円は定期預金としている。公社は市の依頼を受けて土地を先行取得しており、公社の独自事業として土地を取得することは行っていないため、当該土地の売却処理も、本来は公社が取得価額で市に売却し、市が時価で外部に売却することにより売却代金及び売却益を市に計上させることが適当であったと思われる。なお、公社が解散するときは残余財産は市に帰属することになっており、計上時期の問題に過ぎない。

定期預金はその後据え置かれており、1 億 6 千万円の資金がいわゆる塩漬け状態になっている。事業費に使用するか、市からの借入金の返済に充てるべきである。

6. 職員の併任

公社の職員が丸亀市職員との併任となっているが、併任の辞令は発令されていない。

職員	丸亀市の辞令	公社の辞令
A 氏	財務課長	事務局長
B 氏	財政担当副主幹	事務局次長
C 氏	財政担当主査	事務主査
D 氏	財政担当主査	事務主査
F 氏	財政担当	事務局職員

第7. 有限会社丸亀市水道サービス協会の監査の結果及び意見

I 団体の概要

1. 団体の沿革

有限会社丸亀市水道サービス協会(以下、水道サービス協会という)は、水道事業において従来から進めてきた民間委託化を再点検し、飲料水を不断に供給するという、極めて重要な水道事業の目的を十分に配慮しながら、同時に企業職員の定数管理の適正化と、民間委託の推進という行政改革の指標に応えるため、水道事業と一体となり責任を持った活動を行い、かつ専門的技術水準を確保することのできる機関を設立することが、水道事業の経営の健全化、円滑化、ひいては市民サービスの向上に欠かすことのできないものとの認識のもと、丸亀市の出資により平成元年に設立された。定款に定められた水道サービス協会の事業は以下のとおり。

- Ⅰ 水道施設の維持管理業務の受託
- Ⅰ 水道事業者から依頼のあった水道に関するサービス業務の受託
- Ⅰ 前各号に付帯する一切の業務

2. 事業の状況

丸亀市水道事業管理者と業務委託契約を締結し、清水浄水場及び金倉浄水場の運転管理業務を行っている。取締役は全員、丸亀市の職員である。取締役就任に際し、「営利企業等の従事制限に関する許可申請書及び職務専念義務免除承認申請書」により所定の許可を取っている。

3. 過去5年間の収支の状況

(単位:千円)

損益計算書	H12/3	H13/3	H14/3	H15/3	H16/3
受託事業収益	18,000	18,000	18,000	18,480	17,540
受託事業費用	17,765	17,802	18,324	18,182	17,401
営業利益	234	197	△325	297	138
受取利息	2	2	0	0	0
雑収入	200	13	0	0	0
営業外収益 計	202	15	0	0	0
営業外費用 計	0	0	0	0	0
経常利益	436	212	△325	297	138
特別利益 計	0	0	0	0	0
固定資産除却損	21	0	0	0	0
特別損失 計	21	0	0	0	0
税引前当期利益(損失)	415	212	△325	297	138
法人税及び住民税	198	135	70	70	101
当期利益(損失)	216	77	△395	227	37
前期繰越利益(損失)	358	575	652	258	485
当期末処分利益	575	652	258	485	523

(単位:千円)

受託事業費用明細書	H12/3	H13/3	H14/3	H15/3	H16/3
給料手当	12,512	12,979	13,558	13,278	12,894
賞与	1,526	1,618	1,489	1,489	1,464
退職共済掛金	336	336	336	336	336
法定福利費	1,642	1,647	1,953	2,134	1,733
その他	1,749	1,222	988	945	974
合計	17,765	17,802	18,324	18,182	17,401

II 監査の結果

1. 固定資産台帳関係

固定資産として計上されているものは、芝刈り機(器具備品)と軽貨物自動車(車両運搬具)の2件であり、いずれも固定資産台帳と総勘定元帳の記録は整合している。

芝刈り機については、耐用年数4年を適用しているが、一般的な耐用年数は10年である。

2. 被服支給

平成15年7月に被服費として半袖ポロシャツ7、作業ズボン6、長袖ブルゾン6、カップ6が現物支給されている。半袖ポロシャツ以外は1名分支給不要であったようであるが、記録が

残されていないため、詳細は不明である。被服支給簿等を作成し、支給時に個人受領印を徴求する必要がある。

Ⅲ 意見

1. 有限会社

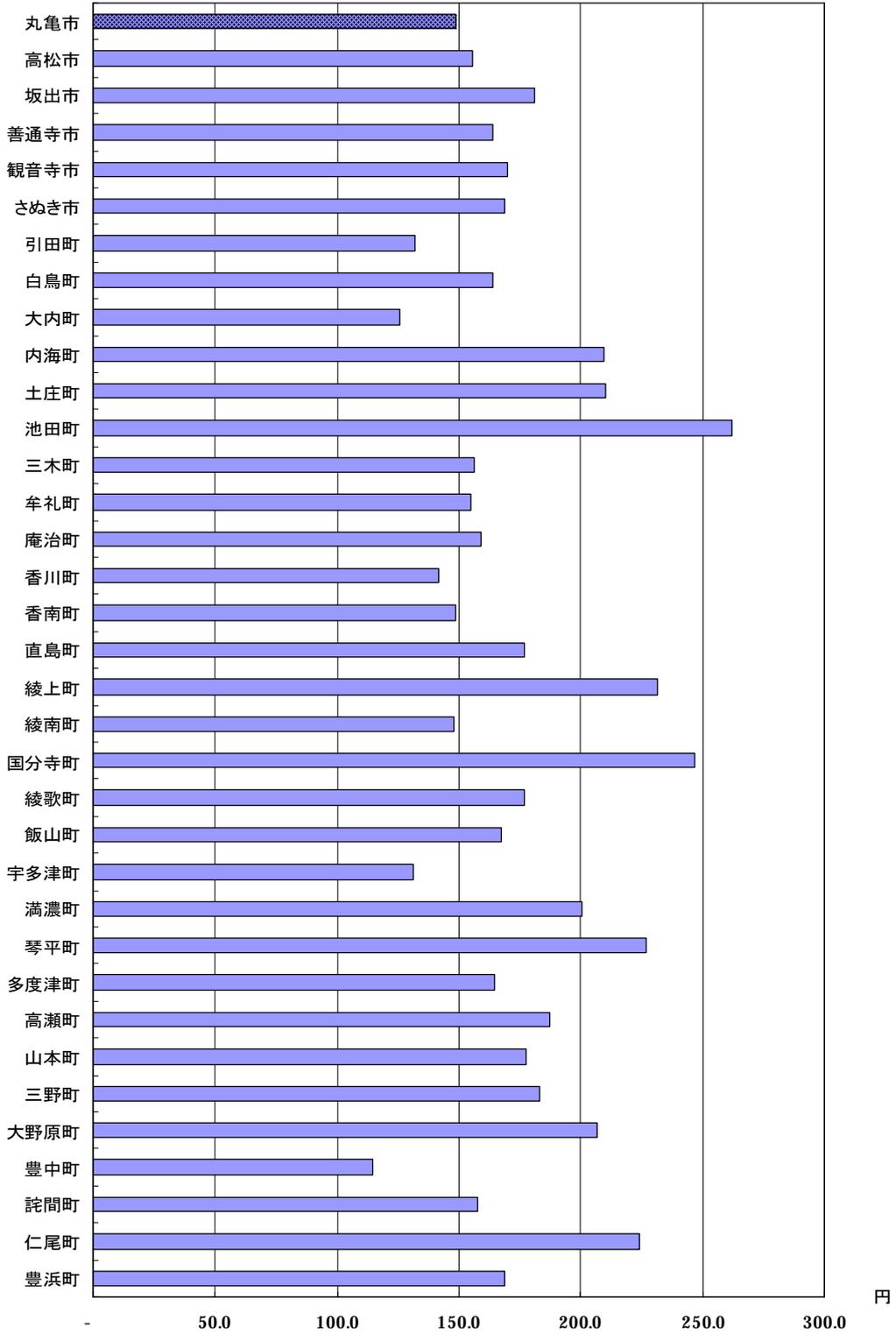
法人の形態として有限会社となっているが、その目的は団体の沿革にも記載のとおり、営利を目的としたものではない。設立当時は現在認められている中間法人の制度がなく、止むを得ず一般的には営利法人とされる有限会社による法人を設立したものである。平成 15 年度までに行われている業務は、浄水場の運転管理業務の受託であり、その他の業務は行っていない。役員 5 名は全員丸亀市の職員であり、無報酬である。従業員 7 名は浄水場の管理を行う現場職員であり、事務管理は丸亀市水道部経営課の職員が行っている。水道サービス協会の場所も丸亀市水道部に置かれており、物理的な本社はない。有限会社としての実体はなく、浄水場の管理人を低コストで雇用するために設立された会社である。したがって、浄水場の管理人を丸亀市が同一条件で直接雇用できるのであれば、水道サービス協会の存在は必要がないことになる。しかし、丸亀市の現状の人事制度上、水道サービス協会の現状と同一条件で直接雇用することは困難であり、水道サービス協会が浄水場の管理人を低コストで雇用し、丸亀市水道部が水道サービス協会に浄水場の管理業務を委託するこの方法は、水道事業の原価低減に効果的な役割を果たしていると考えられる。

なお、水道事業のコストはさまざまな要素があり、浄水場のコストはそのごく一部に過ぎないが、県下 6 市の平成 14 年度上水道事業の給水原価と家庭用料金は以下のとおりとなっている。

	丸亀市	高松市	坂出市	善通寺市	観音寺市	さぬき市
給水原価(円/m ³)	148.8	155.4	181.0	163.9	169.8	168.7
料金(円/10 m ³)	1,050	1,470	1,260	1,480	1,459	1,470

県下全市町村の平成 14 年度上水道事業の給水原価の比較は以下のとおり。

給水原価の比較



平成 15 年度の業務受託契約の第 4 条第 2 項において、「・・・過度の利益または不利益が生ずる場合には、最終の委託料支払時に契約金額の変更をすることができる。」との条項があり、平成 16 年 3 月 22 日に受託料の減額変更決裁が行われ、平成 15 年度の受託料が確定しており、営利法人である有限会社形態の水道サービス協会も、法人税等の負担を最低限にしつつ、他の外郭団体と同様に実費弁償的運営手法が行われている。

水道サービス協会の設立趣旨が丸亀市の財源節約目的であるため、税負担も最低額とすることは合理性を見出せる。しかし、丸亀市がこれまでのように水道サービス協会に一部の業務委託を継続するのであればそれもひとつの方法であるが、指定管理者制度が導入されつつある現状において、水道サービス協会を将来的に指定管理者候補のひとつとして位置付けるのであれば、水道サービス協会の活性化という面も視野に入れて、組織運営の有り方を検討すべきであると思われる。

2. 浄水場の運転管理

浄水場の運転管理業務従事者 7 名中、5 名が市役所職員 OB である。現場での作業が中心であるが、高度な経験などを要するものではないと思われるため、必ずしも市役所職員 OB である必要は無く、今後の採用に当たっては広く一般からの公募をより積極的に実施すべきである。なお、定年は 63 歳であるが、最大 2 年間の延長が可能となっており、現在の人員構成から見て今後数年間は毎年 1 名ずつの入れ替えが生じるものと思われる。

また、夜勤業務のない金倉浄水場での勤務や、今後更に運転の自動化が進み施設自体の維持管理や草抜き業務などのウェイトが高くなる場合は、シルバー人材センターの利用なども検討すべきと思われる。

3. 固定資産取得手続

当期において車両の購入が行われているが、その手続は市の購入手続に準じ厳格に実施されている。

ただ、契約後の支払手続の稟議書に記載された検収日付が契約日付以前であり、その原因は検収調書の納入日・検収日がともに誤って作成されていたことによるとみられる。検収報告業務を適切に実施する必要があると思われる。

第8. 社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会の監査の結果及び意見

I 団体の概要

1. 団体の沿革

社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会(以下、社会福祉協議会という)は、丸亀市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として昭和 35 年に設立された。定款に定められた社会福祉協議会の事業は以下のとおり。

- ┆ 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ┆ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ┆ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ┆ 上記のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- ┆ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- ┆ 共同募金事業への協力
- ┆ 生活福祉資金貸付事業
- ┆ 低所得階層者に対する貸付事業
- ┆ 福祉相談に関する事業
- ┆ ボランティア活動の振興
- ┆ 福祉サービス利用援助事業
- ┆ 居宅介護等事業
- ┆ その他この法人の目的達成のため必要な事業

2. 事業の状況

平成 15 年度の主な事業内容及び 5 年間の実績は以下のとおり。

(1) 社会福祉協議会活動の基盤の強化

組織基盤の強化、会員制度の充実と加入促進、財政基盤の安定を図るための基金及び積立金の効果的運用、自主財源確保のための福祉売店運営強化、介護保険制度下での事業経営の強化、福祉サービスに関する苦情解決事業の推進、事業運営の透明性の推進、合併に向けての調査研究に努めた。

(2) 社会福祉推進のための啓発・広報活動の推進

社会福祉大会の開催、社会福祉だより「ふれあい」の刊行、地区住民に対する福祉情報の提供促進を行った。

(3) 地域福祉活動事業の推進

福祉ニーズ把握のための各種調査、ふれあい相談センターの設置による住民ニーズに対応した相談体制の強化、福祉保健推進委員による生活支援小地域ネットワークづくり

の体制整備強化、高齢者を対象とした小地域での「ふれあい・いきいきサロン」の推進、地区社協等を基盤とした住民参加による地域福祉活動の推進、住民に対する福祉教育の推進に努めた。

(4) ボランティアセンター活動事業の充実強化

平成6年7月よりボランティアセンターを開設し、県ボランティアセンター及び丸亀ボランティア協議会と連携を取り、あらゆる機会を通じてボランティア活動に対する住民の関心を高め、ボランティア情報誌発行等による広報・啓発活動の推進、ボランティア活動に関する相談・登録・あっせん事業の推進強化、ボランティアフェスティバル・入門講座・リーダースクールの開催、ボランティア活動普及協力校の県指定推進活動強化、ボランティア協議会並びにボランティアグループ等との連携強化、ボランティアグループの活動情報の整理と分析、ボランティア保険の加入促進、ボランティア活動研修会への参加により、ボランティア活動の振興に努めた。

(5) 在宅福祉サービスの推進

地域福祉権利擁護事業の推進強化、老人ホームヘルプサービス事業の受託運営、精神障害者ホームヘルプサービス事業の運営、子育てホームヘルプサービス事業の受託運営、独居老人及び高齢者友愛訪問活動の推進、ふれあい給食サービス支援事業の効果的推進、福祉用具貸出事業の実施、在宅介護支援センター活動との連携に努めた。

(6) 支援費事業の推進強化

平成15年4月1日から始まった支援費制度において、身体障害者居宅介護事業所として利用者が居宅において日常生活を営むことができるようにホームヘルパーを派遣し、身体介護・家事援助・移動介護・日常生活支援等のサービスを行った。
また、関係機関が実施する会議・研修会に訪問介護員を派遣するなど事業経営強化及びスキルアップに努めた。

(7) 介護保険事業の推進強化

指定居宅介護支援事業の推進、指定訪問介護事業の推進、指定訪問入浴介護事業の推進、指定福祉用具貸与事業の推進に努めた。

(8) 困窮世帯等に対する福祉事業の推進

生活福祉資金貸付制度により、民生児童委員との連携を密にし、市内の低所得者世帯に対し必要な資金を貸し付け、世帯の経済的自立と生活意欲の助長を図り、生活の安定に努めた。また、助け合い金庫貸付等法外援護事業により、急な出費または療養等により困窮した世帯に対し、貸付及び給付を行った。

(9) 児童・青少年の福祉事業の推進

児童福祉の向上と健全な育成をはかるために各種行事等の実施協力、遊び場への遊具設置、施設入所児の訪問等を積極的に推進した。

(10) ひとり親家庭・障害児(者)等の福祉事業の推進

ひとり親家庭等への福祉推進、障害児(者)活動援護事業の推進に努めた。

(11) 保健福祉センター(ひまわりセンター)の管理受託

丸亀市より保健福祉センター管理運営委託を受け、保健・福祉に関わる各種団体の活動の拠点として会議室・研修会議室等の貸し出しを行い市民の健康・福祉の増進・会議の保持運営に努めた。

5年間の保健福祉センターの会場別利用人数の実績は以下のとおり。

会場	H11 年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度
会議室	2,790	10,941	16,851	13,107	15,829
研修会議室	4,682	16,793	19,726	30,881	33,368
調理室	804	3,115	2,704	2,437	3,691
団体活動室	1,169	2,628	2,526	2,576	3,526
合計	9,445	33,477	41,807	49,001	56,414

(注)保健福祉センターは平成 11 年に完成した。

(12) 社会福祉各種活動・運動との連携協力

民生児童委員・主任児童委員活動の推進協力、社会を明るくする運動の推進、人権擁護運動への協力、共同募金運動並びに歳末助け合い運動への協力、各種社会福祉・精神保健団体等の活動との連携、学生の実習受け入れ指導を行った。

3. 過去3年間の収支の状況

(単位:千円)

一般会計資金収支計算書	H14/3	H15/3	H16/3
会費収入	4,366	4,383	4,330
寄付金収入	15,416	16,491	13,872
経常経費補助金収入	60,384	59,383	64,370
助成金収入	9,360	6,346	519
受託金収入	30,680	35,037	20,388
事業収入	313	558	584
貸付事業等収入	1,519	839	508
共同募金配分金収入	7,718	10,747	13,758
介護保険収入	84,552	89,721	103,458
利用料収入	0	0	9,868
雑収入	375	484	542
受取利息配当金収入	600	17	17
会計単位間繰入金収入	1,985	4,225	4,332
経理区分間繰入金収入	8,818	37,446	35,739
経常収入 計	226,091	265,684	272,292
人件費支出	116,583	120,674	132,467
事務費支出	8,784	9,069	9,303
事業費支出	31,625	33,170	34,018
貸付事業等支出	2,544	1,436	438
助成金支出	16,681	16,832	15,821
借入金利息支出	228	169	110
会計単位間繰入金支出	9,000	7,927	300
経理区分間繰入金支出	8,818	37,446	35,739
給付金支出	170	0	0
経常支出 計	194,435	226,726	228,197
経常活動資金収支差額	31,655	38,958	44,094
施設整備等収入 計	570	0	630
施設整備等支出 計	4,771	1,271	812
施設整備等資金収支差額	△4,202	△1,271	△182
財務収入 計	14,734	11,511	11,329
財務支出 計	25,787	56,587	51,115
財務活動資金収支差額	△11,054	△45,076	△39,786
当期資金収支差額 合計	16,401	△7,389	4,126
前期末支払資金残高	24,783	41,185	33,801
当期末支払資金残高	41,185	33,795	37,927

(単位:千円)

公益事業資金収支計算書	H14/3	H15/3	H16/3
助成金収入	16	19	24
受託金収入	34,342	34,047	33,413
介護保険収入	34,664	41,074	43,312
雑収入	7	0	100
受取利息配当金収入	2	0	0
会計単位間繰入金収入	9,000	7,927	300
経常収入 計	78,034	83,069	77,151
人件費支出	34,110	35,219	32,866
事務費支出	865	1,796	1,842
事業費支出	38,840	40,211	40,030
借入金利息支出	75	55	36
会計単位間繰入金支出	1,839	2,072	2,173
経常支出 計	75,731	79,356	76,948
経常活動資金収支差額	2,303	3,713	202
施設整備等収入 計	860	0	0
施設整備等支出 計	860	0	722
施設整備等資金収支差額	0	0	△722
財務収入 計	0	0	0
財務支出 計	959	880	880
財務活動資金収支差額	△960	△880	△880
当期資金収支差額 合計	1,343	2,833	△1,399
前期末支払資金残高	4,657	6,000	8,834
当期末支払資金残高	6,000	8,834	7,434

(単位:千円)

収益事業資金収支計算書	H14/3	H15/3	H16/3
事業収入	73,433	87,364	82,243
雑収入	61	487	12
受取利息配当金収入	0	0	0
負担金収入	0	0	529
経常収入 計	73,494	87,852	82,784
人件費支出	2,412	4,363	4,390
事務費支出	353	359	244
会計単位間繰入金支出	146	2,152	2,158
材料費	36,325	41,303	39,628
労務費	20,047	22,792	20,820
経費	11,982	14,288	13,982
経常支出 計	71,268	85,259	81,224
経常活動資金収支差額	2,226	2,592	1,560
施設整備等収入 計	0	0	0
施設整備等支出 計	0	0	167
施設整備等資金収支差額	0	0	△167
財務収入 計	0	0	0
財務支出 計	0	0	0
財務活動資金収支差額	0	0	0
当期資金収支差額 合計	2,226	△2,592	1,392
前期末支払資金残高	△970	1,257	3,849
当期末支払資金残高	1,257	3,849	5,241

II 監査の結果

1. 臨時職員・嘱託職員の給与に関する規程

現在、職員給与に関する規程として、「非常勤ホームヘルパー就業規則」及び「福祉売店短時間従業員就業規則」が整備されているが、臨時事務局職員についての就業規則(及び給与規程等)が制定されていない。したがって、臨時事務職員が採用される場合、給与及び手当の支給額に関する明確な基準がなく、採用の都度条件が決定されているためにその判定根拠が不明確となっている。決定される支給額に客観性を持たせるために、早急に臨時事務局職員の就業規則等を整備することが必要である。

2. 非常勤職員の賞与

非常勤職員の賞与についての規定は以下の通りである。

「非常勤ホームヘルパー就業規則」

第 31 条 勤務成績、勤務日数等を考慮し賞与を支給することができる。

2支給基準などは当該年度の収益に応じて別途定める。

「福祉売店短時間従事員就業規則」

第 26 条 勤務成績・勤務日数等を考慮し、賞与を支給することがある。

2支給基準などは当該年度の収益に応じて会長が別表 2 のとおり定める。

3支給対象者は支給日に在職する者に限る。

別表 2

6 就業規則第 26 号に規定する賞与は、次のとおり定める。

当該年度の収益に応じて 6 月・12 月に支給することがある。

支給時期及び金額はその都度会長が定める。

平成 15 年度における福祉売店の短時間従事員については、6 月及び 12 月に賞与が支給されている。そのうち、6 月分については会長決裁を受けているが、12 月分については上記「福祉売店短時間従事員就業規則」において会長決裁を必要とするところ事務局長伝票決裁のみにより賞与の支給が行われている。賞与の支給手続は法人所定の規則に定められた正規の手続きを取る必要がある。

III 意見

1. 受託事業の業務委託費

丸亀市からの受託事業として丸亀市健康福祉センター管理運営事業を実施しているが、個別の管理業務の大半は業者へ業務委託することにより行われている。業者との契約手続きは「社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会経理規程」第 10 章に規定されている。この規定によると、原則は競争入札であるが随意契約によることができる場合を第 55 条に(1)から(7)まで定めており、これとは別に契約の種類毎に金額を定め、その金額以下の場合には随意契約によることができるとしている。

金額基準については、工事または製造の請負 250 万円、食料品・物品等の買入れ 160 万円、それ以外のもの 100 万円となっているが、丸亀市契約規則では各々 130 万円、80 万円、50 万円となっており、社会福祉協議会の規定金額が市の倍額となっている。また、丸亀市の財務会計事務等の手引きによると、随意契約の場合でも原則として 2 業者以上から見積書を徴することとなっている。経理規程等を丸亀市とは異なる基準で作成することに問題はないが、市の委託業務に係る契約事務は丸亀市契約規則を準用することにより、実質的に市と同様の契約手続きを適用することが望まれる。

また、伺書に第 55 条の規定により随意契約とする旨記載されている事例があるが、第 55 条

の(1)から(7)までのいずれに該当するのかを明確に記載する必要があると考える。また、清掃業務については指名競争入札を行っているが、過去 5 年間、指名業者あるいは見積書徴求業者がまったく同一である。新規業者を入れることが競争の活性化をもたらす。なお、契約業者は過去 5 年間同一業者となっている。

2. 助け合い金庫運営事業

当該事業は、社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会助け合い金庫運営規程に基づいて、生活を営むまたは療養等に必要な経費として 3 万円を限度に貸付を行う助け合い資金、及び生活を営むのに著しく困窮し、緊急に援助が必要とされる世帯に対し 1 人 3 千円を給付する緊急援助資金により、低所得世帯に対し、資金の貸付及び給付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめることを目的に行われている。この事業の利用状況は以下のとおり。

(単位:千円)

	H11 年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度
助け合い資金貸付状況					
相談申込件数	31	36	32	23	30
貸付承認件数	14	18	15	7	3
貸付金額	1,300	1,770	1,440	680	90
緊急援助資金給付状況					
相談申込件数			28	34	26
給付承認件数			23	34	23
給付金額			170	280	138
奨学資金貸付状況					
相談申込件数	3	5	1	0	-
貸付承認件数	0	3	1	0	-
貸付金額	0	1,731	1,044	0	-

奨学資金貸付については、香川県の社会福祉協議会からの受託事業として生活福祉資金貸付事業を行っており、この事業の中に修学資金貸付制度があり、重複しているため、平成 15 年度より廃止している。また、助け合い資金については、平成 14 年度までは貸付限度額が 10 万円であった。

助け合い資金の相談申込件数と承認件数に大きな差があるが、貸し渋りをしているわけではなく、相談申込時に連帯保証人を立てることができなかったことが原因で、貸付要件を満たしていない相談が多かったことによる。

助け合い資金貸付と平成 13 年度まで実施していた奨学資金貸付は社会的に意義のある事業であると思われるが、貸付金の残高には古いものが残っている。平成 16 年 3 月末の貸付金残高の貸付年度別残高は以下のとおり。

(単位:千円)

当初貸付年度	助け合い資金残高	奨学資金残高
昭和 38 年	-	5
昭和 39 年	-	19
昭和 56 年	-	404
昭和 57 年	66	-
昭和 59 年	55	-
昭和 60 年	50	-
昭和 61 年	45	-
昭和 62 年	10	-
平成元年	5	-
平成 3 年	38	-
平成 6 年	20	-
平成 7 年	100	-
平成 8 年	459	50
平成 9 年	209	310
平成 10 年	30	-
平成 11 年	310	-
平成 12 年	381	1,540
平成 13 年	349	1,044
平成 14 年	340	-
平成 15 年	9	-

これらの中には、本人死亡や行方不明のものもあり、貸倒処理すべきものが多い。本人確認ができており、回収努力を継続するものであっても、一定年数を経過したものについては回収可能性に疑義があり、徴収不能引当金を計上する必要がある。貸倒損失の計上基準及び徴収不能引当金の計上基準を規定化する必要がある。

なお、個人別貸付台帳の残高集計額と社会福祉協議会決算書の貸付金残高が一致していない。回収不能貸付金の処理と合わせて整理する必要がある。

3. コミュニティ助成金

コミュニティに対しては、丸亀市地区コミュニティ運営助成金交付要綱による市直接の助成金と、市が社会福祉協議会に補助金を交付し、社会福祉協議会がコミュニティ助成金として支出する助成金がある。市の補助金対象となるコミュニティ助成金は、住民登録人口割助成金と福祉保健推進委員活動費であるが、いずれも市が直接コミュニティに対して助成すればよいのではないかと考える。

4. 訪問介護事業

介護事業で自己負担分中現金回収分については、その都度預金口座へ入金するのではなく、金庫で別保管し月に一度 20 日過ぎに合計額を預金へ振り替えている。

金額的には他の事業区分での入金分を合算しても4~8万円/月程度のため多くはないが、会計上未記帳の現金が、一月近く金庫に保管されることは内部統計上好ましくないため、預け入れ頻度を高くするとともに、現金で回収した都度、現金増加/未収入金減少の仕訳を認識すべきである。

5. 領収書の管理・記載方法

現在、介護報酬の個人負担分に関する受領書については、連番が付されていない。受領予定の都度、経理担当者が予定金額を記載の上、回収担当者に渡しているため、受領書自体は一元管理されているが、番号がない場合、事後の検証ができにくく、不正の原因となりやすいため、連番管理を実施すべきである。

次に受領書金額欄に別欄として、医療費控除の対象となる金額の記載欄があるが、対象金額がない場合、空欄のままとしている。追加記入を防止する観点から「-」を入れるべきである。

6. 訪問入浴介護事業

訪問入浴介護事業に係る収入は、ここ3年間減少しており、経常活動資金収支差額は2年連続して赤字となっている。綾歌町も同事業を実施しているため、2町との合併後も継続事業となる予定とのことであるが、事業の展開方法や設備の更新時期について、検討する必要がある。

7. 福祉用具貸与事業

経常活動資金収支差額は、過去3年間ともプラスであるが、平成13年度、14年度は一般会計からの繰入金収入があったこと、平成15年度はそれまで計上していた人件費支出を計上してないこと、などによるものであり、単独収支は各年度とも実質マイナスである。事業規模などの効率性の面及び公益事業として貸与事業を継続する理由などの観点から、2町との合併後は貸与事業から撤退する方針とのことであり、合理的と考える。

事業を継続する場合は、現在は1社随意契約で契約しているが、賃借単価について相見積りをとる等して、定期的に単価の見直しを行うべきである。

8. 居宅介護支援事業

居宅介護支援事業に係る収入は、平成15年4月から居宅介護支援費の改定があったことなどから、大幅にアップしている。ただし、平成15年11月請求分からは、減算対象をより厳格に運用し始めたため、平均請求単価は以下のとおりとなっている。

丸亀市へ請求・決定分の居宅介護支援サービス費

	① 介護報酬	② 人数	③=①/② 平均請求単価	④ 本来点数	⑤=①/④	⑥=③/④
平成 15 年 11 月	1,575,050	233	6,760	8,500	185	79.5%
12 月	1,576,750	232	6,796	8,500	186	80.0%
平成 16 年 1 月	1,535,950	226	6,796	8,500	181	80.0%
2 月	1,524,900	225	6,777	8,500	179	79.7%
3 月	1,513,000	223	6,785	8,500	178	79.8%
4 月	1,561,450	226	6,909	8,500	184	81.3%
5 月	1,581,850	226	6,999	8,500	186	82.3%
合 計	10,868,950	1,591	6,832	59,500	1,279	80.4%
		平均 227		平均	183	

16 年 6 月分請求内訳	⑦ ケアマネジャー氏名 総件数	⑧ 本来点数分	⑧/⑦
a	18	11	61.1%
b	53	27	50.9%
c	53	15	28.3%
d	49	27	55.1%
e	57	21	36.8%
合 計	230	101	43.9%

7ヶ月間の平均請求単価は、6,832円となり、月間で227名前後のケアプランを作成していることになるが、本来の点数を請求できた場合は、同額の報酬を得るために183名前後のプラン作成でよいことになり、80%の水準となる。逆に言えば、すべての請求単価が、減算なしで請求できた場合は、20%の収入アップとなる。

なお、平成16年6月の総件数に占める減算対象外分の割合は43.9%にとどまっている。

減算対象理由は、「指定居宅介護支援等の事業及び運営に関する基準」第14条等を遵守してないためとのことであるが、実態を再調査の上、減点対象とならないような対策をとるべきである。

9. 人件費の未払計上漏れ

職員に対して支給する給与において、通常の給与手当については、非常勤ヘルパー及び福祉売店従事者、事務局臨時職員は当月末締め翌月支払であり、正職員及び事務局嘱託職員は当月末締めの当月支払となっているが、時間外手当については、正職員及び事務局嘱託職員は当月分が翌月に支給されている。

したがって、事業年度末の月の非常勤ヘルパー、福祉売店従事者及び事務局臨時職員の給与手当並びに正職員及び事務局嘱託職員の時間外手当は、期末に未払金計上されること

となるが、正職員及び事務局嘱託職員の時間外手当については行政の執行方法に準拠して未払計上が行われていない。人件費を正しく計上するためには、予算段階より 3 月分の未払計上を行うべきである。なお、平成 15 年度における未払計上漏れは、事務局嘱託職員の事業年度末の月の時間外手当が発生していないため、正職員の時間外手当分 422,515 円である。

10. 人件費の経理区分への割当

一般会計の人件費支出は、正規職員 7 名分及び臨時職員 2 名分の年間総支給額が計上されている。正規職員の中には、「介護保険事業に関すること・在宅サービスに関すること」を主業務としている者もいるため、公益事業特別会計に配分すべき人件費支出が一般会計に含まれていることとなる。その原因は、数年前に「介護保険事業・在宅サービス」等の担当者が退職し、その後人員補充のないまま人員配置を急遽変更したが、予算の編成及び決算は従前のままの人員配置により行われているためである。

一般会計の法人運営費経理区分に計上されている人件費は、法人運営費補助金対象であり、正確な金額が計上されていない場合、予算及び補助金の精算が現実の業務実態に合致していないこととなる。人件費の計上については、業務実態を適切に反映することが必要である。

11. 業務システムの統合化

非常勤ホームヘルパーの業務報告（「ホームヘルパー活動記録簿」）は、事業費請求システム（オーダーメイドのソフト）に入力され、丸亀市に対する事業費請求書が作成されている。

非常勤ホームヘルパーの給与計算は、上記のシステムとは別の給与計算システムにより行われているが、その入力項目は当該事業費請求システムの入力項目と多くの点で共通している。したがって、事業費請求システムから給与計算システムへデータ転送が可能であれば事務処理は効率化されるが、現在のシステムでは転送することができないため、給与計算の基礎データを給与計算システムへ再度手入力している。社会福祉協議会はこれらの請求業務と給与計算等業務の統合システムの導入を予定しているが、事務の効率化を促進するため、費用対効果を検討のうえ早急に対応することが望まれる。

12. 売店事業の収益事業としての位置付け

「社協の売店経営に関する規程」第 1 条によれば、会の運営活動資金の造成と参加団体会員の自立更生助長のため、競艇場内の売店を経営するとなっており、また、「丸亀競艇場売店賃貸規則」第 3 条によれば、場内の店舗を売店として賃借できるものは、次の各号に掲げるものとする

- (1) 社会福祉法に定める社会福祉事業を営む団体
- (2) その他市長が認める団体及び個人

となっている。

現在、競艇場内において売店業務を営んでいるものは、当協議会と社会福祉事業団及び丸亀市漁業協同組合の3団体に限られている。1社独占ではないため、それなりの競争原理は働いているものと思われるが、社会福祉協議会が収益事業の一環として売店事業を営む積極的理由はないように思われる。会の活動資金の造成などの目的は理解できるが、外部に運営を委託することにより、より効率的な運営が可能になり、社会福祉協議会の(直営)事業とした場合以上の使用料収入が見込まれるのであれば、業務委託化なども検討すべきである。その際の選択項目としては、市の直接委託、協議会からの再委託、指定管理者制度の導入などが考えられる。

13. 売店での売上集計方法

競艇内売店は「うどんの店どん・どん」「FOODSの店スタート1」で運営しているが、実際の現金授受場所は本店、前店、スタート1、屋台の箇所に分かれており、この内、レジでの管理ができているのは本店のみである。その他の場所では、売上数量を手書きでメモ書きし、毎時点で売上集計表に数量を転記し売上金額を算定、入金額と照合した後は、メモは廃棄している。売上集計表には、現場担当及び主任が承認印を押すようになっているものの、売上数量の管理方法が不十分であると考えられる。今後は、すべての場所でのレジ利用、食券販売による管理、現金扱い者と数量記帳者の明確な分離、などにより売上数量管理を改善すべきである。

第9. 社団法人丸亀市シルバー人材センターの監査の結果及び意見

I 団体の概要

1. 団体の沿革

社団法人丸亀市シルバー人材センター(以下、センターという)は、定年退職者等の高年齢退職者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なものまたはその他の軽易な業務に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供すること等により、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として、昭和 56 年に設立された。定款に定められたセンターの事業は以下のとおり。

- Ⅰ 臨時的かつ短期的な就業(雇用によるものを除く。)またはその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものを除く。)を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
- Ⅰ 臨時的かつ短期的な雇用による就業またはその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものに限る。)を希望する高齢者のために、無料の職業紹介事業を行うこと。
- Ⅰ 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
- Ⅰ 前 3 号に掲げるもののほか、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。

2. 事業の状況

平成 15 年度の主な事業内容及び 5 年間の実績は以下のとおり。

(1) 会員の増強と就業機会の確保

健康で働く意欲のある会員の新規加入の促進と高齢者に適した就業開拓に努めた。また、少子高齢化時代のニーズに対応した、家事・育児援助サービス事業の拡充・強化と独自事業の開発に努めた。

(2) 組織機能の整備

未就業会員を解消するための組織的対策として、適正就業化委員会を設置した。また、職群班づくり(美化班・家事援助班など)を推進し、事業の拡大・拡充を図った。

(3) 技能講習会・研修会

S・P事業(シニアワークプログラム事業)を積極的に活用し、技能の習得と技術の向上に努めた。連合会の主催による第 1 種事業として、介護講習のほか 4 講習、当センター主催による第 2 種事業としてさぬきうどん講習ほか 11 講習(延べ受講者数 725 人)を開催した。

(4) 健康の増進と安全確保

会員の健康づくりを推進するため、機関紙「輝き」を通じて啓発に努めると同時に事故の未然防止を図るため安全就業パトロールを随時実施した。

(5) 福利厚生

会員の親睦を図るため、研修旅行(道後温泉)の実施と地域懇談会を開催した。また、会員の自主的なボランティア活動(清掃活動、施設慰問)や同好会活動を推進した。

(6) 普及啓発

独自事業をPRするため、新聞、テレビなどマスコミを活用して宣伝に努めた。また、お城まつりには協賛参加し、会員作品展と即売会を開催した。世代や地域を越えて交流する「スポレク香川 2003」にも参加し、普及啓発に努めた。

(契約金額単位:百万円)

	H11 年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度
会員数	598	622	701	766	826
契約件数	4,608	5,113	5,681	6,058	6,544
内、公共	473	529	522	499	557
内、民間・独自	4,135	4,584	5,159	5,559	5,987
契約金額	279	308	313	341	381
内、公共	77	81	78	86	102
内、民間・独自	202	227	235	255	279
就業人員	557	599	660	718	759
就業率	93%	96%	94%	94%	92%

3. 過去5年間の収支の状況

(単位:千円)

収支計算書	H12/3	H13/3	H14/3	H15/3	H16/3
受託事業収入	278,841	308,011	311,618	335,657	376,881
独自事業収入	902	724	2,234	6,295	5,077
会費収入	634	656	735	792	854
補助金等収入	32,929	28,182	23,843	34,641	39,310
負担金収入	0	0	0	0	144
雑収入	173	291	293	1,178	814
特定預金取崩収入	0	0	4,500	0	0
当期収入 合計(A)	313,480	337,865	343,224	378,564	423,082
前期繰越収支差額	24,693	21,710	18,331	21,533	23,677
収入 合計(B)	338,174	359,575	361,556	400,097	446,759
(事業費)	280,044	306,473	307,929	339,664	376,866
受託事業費	260,503	288,479	290,747	312,520	351,431
独自事業費	844	676	2,066	5,693	4,667
普及啓発費	2,009	1,799	2,166	1,536	1,342
就業開拓提供費	8,431	7,611	8,989	15,520	15,686
安全・適正就業推進費	33	5	16	25	45
調査研究費	96	94	29	30	34
SP事業費	3,183	3,647	3,913	4,338	3,659
緊急雇用支援等事業費	4,940	4,159	0	0	0
(管理費)	34,093	30,187	27,591	36,755	41,457
人件費	23,512	20,806	19,544	30,418	30,066
一般運営費	10,581	9,380	8,046	6,337	11,390
(固定資産取得支出)	325	2,082	699	0	920
固定資産取得支出	325	2,082	699	0	920
(敷金支出)	0	0	90	0	0
敷金支出	0	0	90	0	0
(20周年記念事業費)	2,000	2,500	3,713	0	0
20周年記念事業費	2,000	2,500	3,713	0	0
当期支出 合計(C)	316,463	341,243	340,023	376,420	419,244
当期収支差額(A-C)	△2,984	△3,379	3,201	2,144	3,837
次期繰越収支差額(B-C)	21,710	18,331	21,533	23,677	27,515

II 監査の結果

1. 残業計算

平成16年1月度の残業計算時において残業時間を34時間で計算すべきところ、集計ミスにより36時間で計算したため、2時間分過大に残業手当が支給されていた。

これは、全員を一枚の残業命令書で管理し、月次で各人毎の時間を集計していたため他の人との混同が生じたものと思われる。今後は各人別に命令簿を別にするなどして、集計時のミスをなくするよう努める必要がある。

2. 消費税等の計上時期

平成15年度の確定消費税未払額としてSP事業に係る93,000円が未払金に計上されているが、消費税等申告書により計算された確定消費税額は376,700円であり、残りの283,700円については平成16年度の支出として処理されている。消費税等の計上時期は同一事業年度に統一する必要がある。

III 意見

1. 事業収支の経理処理

センターの業務形態は以下の通りである。

仕事の依頼があれば、センターが依頼者と見積り合わせを行い、正式な受注はセンターが行い、依頼者と請負契約または業務委託契約を締結する。センターは、その業務に適した会員に仕事を提供し、会員はその就業の対価をセンターから配分金として受取る。したがって、センターと会員の関係は雇用関係ではなく、センターが受注した業務の会員への再請負または再委任という契約関係にある。

このような契約形態で事業が行われているが、経理処理について以下の問題があると思われる。

まず、依頼者からの収入は受託事業収入の「配分金収入」として計上され、会員への就業対価を受託事業費の「配分金支出」とし、実際の「配分金収入」と「配分金支出」は異なることがあるにもかかわらず、決算報告ではその両者の金額を同額とする経理慣行となっているため、それらの差異金額が反映されていない。通常の場合においては、依頼者から受取る配分金収入と会員へ支払う配分金支出は一致するが、多くの契約の中には見積りを上回る会員の業務従事が発生することもあり、会員には就業対価が支払われても依頼者からはその金額に不足する契約金額しか受取れないものも存在するし、またその逆のケースも発生している。そのため、経理上はその差額を未収金・前受金等の仮勘定で処理しているため、実態と異なる収入が計上されているといえる。また、業務上のトラブルが原因で依頼者から契約代金を受取れない場合もあり、その損失についても上記の前受金と相殺しているケースも見られた。それらの

処理は、請求及び債権管理業務や経理処理を煩雑にするのみならず、会計上の不正・誤謬を発生させる要因となる虞もあるので、早急に改善が必要と思われる。

当事業年度においては、過年度から累積された仮勘定も含めて精算が行われ、残った金額が貸借対照表の「未収金」に 824,350 円及び「未払金」(前受金)に 659,713 円として計上されたままになっているが、前者は受託事業収入から減額し、後者は受託事業収入に追加計上する性質のものであり、貸借対照表に計上されるものではないと考えられる。

以上のような処理が行われるのは、センターが請負または業務委託契約の当事者であるため、その事業から生ずるリスクの負担者であるにもかかわらず、「配分金収入」と「配分金支出」を同額とする経理慣行と、収益事業に該当しない実費弁償による事務処理の受託等の確認を税務当局から受けていること等に原因があると考えられる。センターは公益性を有するため利益を求めるものではないが、事業の実態を正しく反映する経理が行われるように改善する必要があると思われる。

2. 固定資産と修繕費との区分

施設整備費補助として受けた 5,608 千円について、管理費の修繕費として 5,213 千円、固定資産取得支出としての倉庫建設費に 395 千円を支出しているが、修繕費支出の中にも、スロープの設置、床の補修張替えなど増設・改良にかかわる部分があり、固定資産取得支出とすべき部分がある。補助金申請上、修繕費補助として申請したため支出費目も修繕費処理したものであるが、会計上、明らかに価値の増加や耐用年数の延長が認められる部分については本来資産計上すべきであると考えられる。今後同様の資本的支出が発生する場合には、建物所有者が丸亀市であるため、支出負担を誰にするかを含めて検討すべきであると思われる。

3. 会費収入

会員一人年間 1,000 円の会費を徴収しており、年度末での未収はないようにしているとのことである。年度途中の未収については、システム管理の未収リストを個人別に切り離して班長に渡し、督促を行っているとのことであるが、未収管理に関する記録が残されていない。未収リストとその後の消し込みの記録を残しておくことが望まれる。

4. 領収証の管理

負担金収入は年間 15 万円程度と少額であり、手書きの領収証を使用し、この領収証控をファイリングしているが、領収証は「講習会出席者」宛であり、各個人宛ではない。領収証の正本は廃棄しているとのことである。生花講習会の平成 15 年 6 月出席者名簿は 13 名であるが、負担金収入は 14 名分、平成 16 年 2 月出席者名簿は 12 名であるが、負担金収入は 13 名分計上されている。出席者の代表者に出席者名簿の出席者数欄に確認印を押印させ、領収証を代表者宛とする、程度の管理を行う必要があると考える。

5. 保険契約

会員傷害保険、請負賠償保険、自動車保険すべてを1社随意契約で1代理店と契約している。長い付き合いで、無理がきく、サービスがよい、とのことであるが、他社と比較検討のうえでお優位性があるか、2社以上から見積書を徴して検討することが望まれる。

6. 減価償却計算方法

現在、減価償却については定額法により残存価格10%で計算しているが、残存価格が10%に達した時点で償却計算は中止している。法人税法上は5%に達するまで償却することが可能となっており、収益事業などを行ってないため税法などに拘束されるものではないが、財産状態の健全化の観点から、5%に達するまで償却計算を継続することが望ましいものと思われる。

なお、固定資産台帳に計上されている14物件中8物件、簿価ベースで697,546円が10%で償却済み物件となっている。

7. 退職金

常勤職員に係る退職金については、就業規則第25条で別に定める旨の規定があるが、実際には退職金に関する規程は整備されてない。常勤職員2名に対する退職手当は、中退共に加入することによって確保されているが、文書化された規定はないため、退職金として過不足ないかどうかの検証は行えなかった。なお平成16年3月末現在で退職した場合の中退共からの支給金額は10,893千円となっている。

明文化した規定がない以上退職金を支給する義務は無く、従って必ずしも外部拠出あるいは引当金などによる手当では必要ないといえないこともないが、實際上、支給することは確実と思われるため、事前に支給基準を作成した上で、これまでどおり外部拠出等により手当していくことが必要と思われる。

なお、市町合併を控えていることから、2町のシルバー人材派遣センター(社会福祉協議会所属のミニシルバー)の退職金支給方法との整合性を取る必要がある。

第10. 丸亀市交通対策協議会の監査の結果及び意見

I 団体の概要

1. 団体の沿革

丸亀市交通対策協議会(以下、協議会という)は、丸亀市内における陸上交通の安全と円滑を図り交通事故の絶滅を期することを目的として昭和 35 年に設立され、事務局を丸亀市役所においている。会則に定められた協議会の推進事業は以下のとおり。

- ┆ 交通事故防止運動に関する事項
- ┆ 交通安全教育に関する事項
- ┆ 道路交通の合理化に関する事項
- ┆ 道路容量の拡大に関する事項
- ┆ その他、本会の目的を達成するために必要があると認められる事項

2. 事業の状況

	H11 年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度
交通安全教室の開催					
回数	38	43	37	39	40
参加人員	8,174	6,061	4,852	5,987	4,694
交通安全ビデオ・映画					
貸出数	48	37	24	46	58
視聴者数	6,743	3,694	3,040	3,064	5,438
交通安全キャンペーン					
開催数	27	29	27	25	25
参加人員	4,760	3,870	3,255	3,090	3,263
交通事故					
件数	589	766	807	732	1,275
死者	9	8	11	7	11
負傷者	662	946	1,064	946	1,631
相談件数	239	249	102	90	88

協議会は、交通安全の目的達成に関連を有する丸亀市内の官公庁、学校、各種団体の代表者及び丸亀市民の中から委員を委嘱して組織し、活動することにより、全市民的に交通安全運動に取り組む体制を整えるためのものであり、外郭団体とは性格を異にする。丸亀市の交通安全対策事業は協議会の事業という位置付けであり、丸亀市生活環境部生活環境課の交通政策や交通防犯の業務と一体であるといえる。

交通事故の件数、死傷者数を見ると、平成 15 年度は激増しており、県下他市との比較においても丸亀市の交通事故増加率は高い。結果だけ見ると、協議会の事業は成果に結びつい

ていないことになる。

3. 過去5年間の収支の状況

(単位:千円)

決算書	H12/3	H13/3	H14/3	H15/3	H16/3
市補助金	11,500	10,925	14,000	14,000	13,500
市事業委託金	4,000	3,800	0	0	0
繰越金	608	416	758	786	742
雑入	1	2	0	1	0
収入 合計	16,110	15,144	14,758	14,788	14,242
	0	0	0	0	0
(事務費)	530	664	550	505	527
報償費	144	143	129	112	102
旅費	50	186	105	48	99
需用費	209	121	147	170	153
役務費	74	35	8	22	28
使用料	8	104	101	108	90
負担金	43	72	59	43	53
(事業費)	11,163	9,921	13,420	13,540	12,287
賃金	1,939	1,941	3,594	3,739	3,682
報償費	462	375	311	333	277
需用費	377	365	234	226	232
備品購入費	145	72	260	273	219
安全教育費	1,643	1,262	1,689	1,698	1,554
普及宣伝費	2,150	1,775	3,050	3,238	2,402
委託料	3,399	3,373	3,399	3,055	3,055
保険料	744	605	730	826	713
育英奨励金	300	150	150	150	150
(違法駐車防止)	4,000	3,800	0	0	0
普及宣伝費	1,576	1,919	0	0	0
委託料	2,423	1,880	0	0	0
支出 合計	15,693	14,386	13,971	14,046	12,814

II 監査の結果

指摘すべき事項はない。

Ⅲ 意見

1. 事業計画

事業計画に記載されている重点目標及び活動項目を5年間並べてみると、以下のとおり。網掛け部分はその年度の対象項目である。

	H11 年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度
重点目標					
高齢者の交通安全対策の推進(反射材ジャンパーの普及等)					
段階的、かつ体系的な交通安全教育の推進					
二輪車・自転車の安全利用対策の推進					
チャイルドシート・シートベルトの着用対策の推進					
安全で快適な道路交通環境の整備(危険箇所対策)					
違法駐車防止条例に伴う違法駐車追放活動					
暴走族等追放運動					
活動項目					
交通安全運動の推進					
気いつけませシルバー交通安全県民運動					
守りまいよ！交差点交通マナー県民運動					
新入学(園)児の交通安全活動					
春の交通安全県民運動					
秋の交通安全県民運動					
年末年始の交通安全県民運動					
県民の交通安全日					
高齢者交通安全日					
高齢者交通安全日・交通マナーアップの日					
モデル駐車デー					
違法駐車ゼロの日					
交通安全教育活動の推進					
保・幼・小・中、老人会、事業所等、各種団体交通安全教室の開催					
幼稚園交通安全合同学習会の開催					
市内の小学生自転車チームの香川県大会参加					
交通安全に関するポスター展の開催					
高齢者自転車大会の開催、香川県高齢者自転車大会への参加					
高齢者交通指導員、リーダー教育の推進					
通学路立哨による交通安全指導の実施					
交通安全啓発活動の推進					
各種キャンペーンの実施					

交通安全広報車による啓発活動の実施					
チラシ、リーフレット等の配布					
立て看板、ポスター、横断幕、のぼり旗の作成、掲示					
報道機関及び広報誌等への資料提供					
交通弱者に対する交通安全活動の推進					
幼児・児童・生徒には交通安全機材等を配布					
高齢者には反射材着用運動を推進					
交通事故相談活動					
交通環境の整備の推進					
通園・通学路の安全点検の推進					
県、公安委員会に対し、事故多発地点の信号機等設置要望					

交通安全対策に即効性のある絶対的な方法はなく、地道な活動を継続していく必要があることに異論はない。しかし、5年間、事業計画がほとんど同じであることは如何なものか。具体的な施策については、実施した事業の効果の検証を行い、継続すべきか変更すべきかを決定する必要があるが、現在、このような手続きは行われていない。

2. 調査活動

協議会では、定期的にシートベルト着用調査、駐車違反調査を行い、シートベルト着用調査報告書及び重点地域瞬間駐車台数調査票を作成しているが、協議会の活動に直接反映されていない。シートベルト着用調査報告書は香川県に報告し、重点地域瞬間駐車台数調査票は丸亀警察署から要望があるとのことであるが、協議会の重点目標に、「チャイルドシート・シートベルトの着用対策の推進」及び「違法駐車防止条例に伴う違法駐車追放活動」が掲げられており、調査結果を目標達成のための具体的施策に反映する工夫が必要である。

3. 自主財源の確保

現在の収入は、預金利息を除けば市からの補助金がすべてであるが、市の直轄事業ではなく、財政援助団体的立場を強調するのであれば、県民運動看板、交通安全啓発看板、蛍光反射のぼり、反射たすき、各種リーフレット等に協賛広告を募るなど自主財源確保をはかることが望ましい。

またその結果、関係団体や他の市町村の協議会の運営方法、啓発活動方針などを参考により独自色を出した事業の検討が望まれる。

4. 人材配置

交通事故相談業務についてはこれまで専属の相談員が常駐で対応していたが、相談件数

がここ 3 年間 100 件前後/年(平成 15 年度は 88 件)であることからみて、常駐しなければならないほどの件数ではなく、また相談内容も特に緊急性を要するものは少ないと思われるため、曜日を指定して相談に応じ、その他の時間については安全教室業務や事務業務に従事してもらうか、勤務形態を見直すかの検討があってもよいのではないかとと思われる。

第11. 団体全般に関する意見

1. 市の委託により施設管理を行う団体

「公の施設」の管理については、地方自治法の改正により、平成18年9月末までに「指定管理者」とするか「直営」とするかを検討し、条例を整備して「指定管理者制度」に対応することとされている。

福祉事業団、体育協会、水道サービス協会、社会福祉協議会は市の委託により「公の施設」の管理を行っているが、このうち福祉事業団と社会福祉協議会が管理する対象施設は共通性があり、管理業務の委託先を一本化することには問題はないと思われる。また、体育協会が管理する施設は体育施設であり、福祉事業団と社会福祉協議会が管理する対象施設との共通性は少ないが、実質的な管理業務は外部委託によっているため、これら3団体に委託している業務の委託先を一本化することも可能ではないかと思われる。一本化によって、経営管理者の削減や経費の削減等、規模の利益を期待できる。

2. 団体に対する補助金

補助金は、地方自治法第232条の2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合において、寄附または補助をすることができる。」の規定を根拠に支出される。補助金は、地方公共団体が特定の事務事業に対し公益性を認めて、その事務事業の奨励・促進を図るため、反対給付を求めることなく交付される金銭的給付である。

補助金には次のような役割がある。

- ①社会福祉事業のように、一般の企業では採算の取れないため行われにくい事業に対して補助金を支出することにより、社会福祉事業の増進を図る。
- ②文化の保護や教育活動の奨励のために、これらの活動の担い手に対して補助金を支出することにより文化教育水準の維持・発展を図る。
- ③農業・工業・商業の地域産業の保護・育成を行っている団体や事業に対して補助金を支出することにより、地域産業の基盤を整備する。
- ④住民の生活環境を守るために活動している団体や事業に補助金を支出することにより、住民の安全を図る。

補助金はこのような行政上重要な役割を持つ反面、その性格から次のような問題点がある。

- ①補助金が反対給付のない金銭の給付であるという特性を有するため、その執行が濫費に陥りやすい。
- ②補助金の公益上の必要性が抽象的、相対的であるため、補助の要否の決定についての客観的判断基準の確立が困難である。
- ③補助金が補助事業者の自立や事業意欲を減退させ、行政へ依存する体質になりやすい。

このため、補助金は常に公益性の観点から客観的かつ公平に見直すことが要請される。

丸亀市から補助金を受けた者は、丸亀市補助金等交付規則に従い実績報告を行うこととされているが、団体の場合は事業報告及び決算書をもって実績報告とされている。補助金を受けているこれらの団体の活動が、そもそも公益に資するものであるとの前提があるため、事業報告及び決算書をもって実績報告とすることに合理性はあるが、補助金の成果の報告としては十分とはいえない。補助金の有効性をアピールできる実績報告書を作成するよう努めることが必要である。

3. 人件費全般

市から事務長などを派遣されている団体は、福祉事業団、シルバー人材センターと体育協会(平成16年4月より)の3団体であり、ミモカ美術振興財団については、市美術館職員との兼務であり、給与自体は市から直接支給されているため、財団としての負担はない。

土地開発公社、水道サービス協会、交通対策協議会については、所轄部署の職員が事務を兼務しており、事務職部分の給与支出自体がない。社会福祉協議会については、市のOBが事務長に就任しており、市からの派遣あるいは事務兼務などはない。

「丸亀市公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則」によれば、派遣対象法人としてシルバー人材センター、社会福祉協議会、福祉事業団、体育協会、ミモカ美術振興財団が定められており、この趣旨からいえば、ミモカ美術振興財団としての役務提供を受けている部分については、ミモカ美術振興財団の負担とすべきと思われる。

土地開発公社、水道サービス協会、交通対策協議会についても、所轄部署の職員が事務を兼務している以上、収支の適正な開示という観点からは、本来は相応の人件費相当額を各団体で負担すべきであると考えられる。

次に事務職給与・賞与の決定方法については、原則として各団体とも「市職員の給与に関する条例に準じた俸給表」によっており、問題ないものと思われるが、退職金については、「市職員の退職手当支給条例」に準じて計算している団体(福祉事業団)、準じてはいるが長期勤続の場合の特例はない団体(体育協会)、退職金規定に基づき中退共などに加入して掛け金を支払っている団体(ミモカ美術振興財団)、退職金規定はないが、独自に中退共などに加入して掛け金を支払っている団体(シルバー人材センター)、社協独自の制度として全国社会福祉団体職員退職手当積立基金に加入している団体(社会福祉協議会)など様々である。法人格が異なる以上、退職金制度についても様々であっても致し方ないといえるが、一方同じ市の外郭団体、財政支援団体でありながら退職金制度が著しく異なることは望ましいことではないとも考えられる。

また、退職金支給に対する手当についても、必要額相当額を引当済みのところ(体育協会)、要支給額の計算はしているが、引当金計上額は不足している団体(福祉事業団)、外部拠出額を支給原資としているため、その面からは不足額は生じてない団体(ミモカ美術振興財団、シルバー人材センター)、積立基金への拠出金を引当金として計上しているが、基金自体に資金不足が生じているおそれのある団体(社会福祉協議会)など様々である。

今後、退職者の増加とともに退職金問題は避けて通れない課題であることから、制度のあり方とその引当方法について外郭団体全体として整合性のある整備と運用が望まれる。

団体名	支給対象者	給与・賞与	退職金	退職金の手当
ミモカ美術振興財団	プロパー職員	市職員の給与に関する条例に準じている、ただし賃金表は財団独自のもの	退職金規程に基づき中退共に加入	中退共への拠出、4万円刻みの給与水準に応じた掛け金
福祉事業団	第一種職員	市職員の給与に関する条例に準じている	市職員の退職手当に関する条例に準じている	引当金を計上、ただし引当不足発生
体育協会	プロパー職員	市職員の給与に関する条例に準じている	市職員の退職手当に関する条例に準じている	引当金を計上
土地開発公社		プロパー社員がいないため該当なし	同左	
水道サービス協会	現場管理者他	就業規則に定めあり	同左	月額4,000円の中退共への支払の範囲内
シルバー人材センター	プロパー職員	市職員の給与に関する条例に準じている	退職金規程はないが中退共に加入	中退共への拠出、原則2年に一度上のランクに変更
社会福祉協議会	プロパー職員	市職員の給与に関する条例に準じている	全国社会福祉団体職員退職手当積立基金	積立基金へ拠出、但し基金で不足発生？
交通対策協議会	職員2名は一年更新契約のため、退職金制度なし			

以上